

## 2. 肢体不自由養護学校の事例

# 肢体に不自由のある人たちを支援する学校をめざして

## ～教育相談の取り組みから始めて～

福井県立福井養護学校

田辺みちよ

### はじめに

教育相談の仕事に携わるようになり、校外の人たちと話をする機会が増えた。そこで実感したことは、「養護学校ではどのような教育活動を行っているのか知らない。学校を見学に行くと入学させられるのではないか。」というように「養護学校への理解が少ない」ことや、「地域での障害児者施策における情報や人材の不足、支援については、福祉や労働、行政に対する期待等は寄せられていても、養護学校に対する期待が少ない」ということだった。一因としては、今までの養護学校の在り方は、地域の中で身近な存在ではなかったことが考えられるだろう。

しかし、養護学校には、今まで培ってきた障害児教育に関するノウハウや人材といったたくさんの資源がある。「それらをもっと校外の人たちに知ってもらい、有効に活用してもらえるとよい」と単純に思った。

今、地域に開かれ、センター的な機能を兼ね備えた学校作りを考える上で、これから先の大きな理想を言えば、「障害のある人たちが、地域の中で地域の人たちと共に生活していく上で必要としている支援を行うために」、「福祉、労働、医療、行政、教育など諸機関との連携とともに」、「肢体不自由教育の専門校という本校の特色を活かして」できることを考えていきたい。

また、この報告書の中では、本校の特色を活かして取り組みはじめた一つの事例として、教育相談について紹介したい。

### 1 本校の概要

福井県立福井養護学校（以下、本校）は、昭和42年に、現在地に設置された肢体不自由養護学校である。平成15年度の在籍児童生徒数は、5月現在で、小学部28名、中学部18名、高等部19名 合計65名である。また、教職員数は96名である。

遠方からの通学児のため、また将来に向けた自立生活訓練の場として寄宿舎が設置されている。

本校は、福井市の中心に位置し、学校周辺には福井県総合福祉相談所、身体障害者相談所・更正指導所、社会福祉センター、保育園・小学校・中学校・高校・大学といった公共機関や商店が隣接している。少し足をのぼすと、ショッピングセンターがあり一方で山や川といった自然にも恵まれた環境にある。

### 2 本校におけるセンター的機能とその取り組みの方向性

平成14年度の4月より、教務部内に教育相談係が設けられたことを機に、「校外の肢体不自由児への相談・支援を行う」という方向で取り組みを始めた。その頃は、D療育機関の閉鎖にともない保育園在籍肢体不自由児の増加が予想されたので、まずは相談・支援の対象を就学以前の肢体不自由児とした。これまで就学以前の子どもたちとの繋がりがほとんどなかった本校として、新1年生の出身園との繋がりを糸口に、就学以前の相談・支援を行う上での保育園の現状把握やニーズ収集を行った。「関心はあっても、養護学校のことはほとんど知らない。」という現状や、「障害のある子の保育の様子を入学前に見てもらいたい。入学後の養護学校での様子も見てみたい。」というニーズがあった。平成15年度より実施することになった学校参観週間では、目的の一つとして広く本校の教育活動を知ってもらうことを挙げ、参観者を就学対象親子のみならず関係者にも広げた。また、出身園との連絡会を入学前（訪園）と入学後（来校）の2回設け、保育園と本校の交流を進めるようにした。

平成14年度の取り組みを通して、相談・支援を行っていくためには、まずは本校の存在を校外に伝えていく必要性を感じた。そこで、平成15年度は、保育園（出身園）との連絡会、学校参観週間、園長会や関係機関訪問、小・中学校へのアンケート調査を通してニーズ収集を行うと共に、本校の教育・教育相談活動について校外へ伝えることも行った。

今後は、収集したニーズをもとに具体的な教育相談活動の検討と共に、校内での教育相談業務の位置づけなど体制を整えていくことが課題になってきている。

一方、校内には教育相談機能以外にも、センター的機能に繋がる取り組みがたくさんあるので挙げてみた。専門研修会参加者の外部への拡大、進路指導に伴う福祉・労働機関との繋がり、個別の移行支援計画の作成、長期休業中の教員によるボランティア活動、医療的ケア、教材教具・施設設備の貸し出し、地域への学校祭案内、PTA役員会でのボランティアの活用、校内・校外向けホームページ（以下、HP）の作成などが挙げられる。

また、近年交流教育が充実してきているが、交流を通して小・中学校における気がかりな子どもたちの問題を知ったり、小・中学校の特殊学級担当教員との交流も少しずつ深められたりしている。一方、進路指導部では、重度重複障害児に対する生活支援を含めた進路指導に福祉機関と連携しながら取り組んできたが、そこからさらに、支援費や地域支援コーディネーターに関する情報を保護者や教員に向けて提供するなど、在籍児の生活支援へも目が向けられるようになってきている。

今後は、今ある校内での取り組みを活かし、センター的機能を兼ね備えた学校作りをめざすために、校内組織の見直しが必要な時期に来ている。

まずは見直しにおける方向性として、管理職と教育相談係とで次の3点を確認した。

### 3つの方向性

- ① 外に向けては、校内の児童生徒のために取り組んできたことを、校外の子どもたちのためにも活かし、教育相談活動も充実させる。
- ② 内に向けては、肢体不自由教育専門校としての専門性の充実を図り、授業作りや校務分掌の見直しを通して校内体制を整理していく。
- ③ 福祉・労働・医療・行政・教育など諸機関との連携、協働と共に、校内においても横の繋がりを活かしていく。

平成16年度中に「校務体制見直し委員会」による校内組織の再編成を行い、平成17年度からの新体制による学校運営をめざして、現在準備中である。

## 3 本校が持ちうるセンター的機能

|             |     |  |
|-------------|-----|--|
| 教育相談機能      | ☆☆☆ | ・電話による教育相談・来校による教育相談                           |
| 指導機能        | ☆   | ・地域の保育園、幼稚園、小・中学校、高校からの依頼で行う訪問相談や現職教育への参加      |
| コンサルテーション機能 | ☆   | ・地域で行われている各種相談会との連携<br>・本校での定期的な相談会の開催・巡回相談の実施 |
| 研修機能        | ☆☆  | ・本校研修会の一般開放                                    |
| 実践研究機能      | ☆☆  | ・保育園、幼稚園、小・中学校、高校での授業研究会への参加                   |
| 情報提供機能      | ☆☆  | ・HPの活用   |
| 施設・設備提供機能   | ☆   | ・プール、体育館開放                                     |
| 教材・教具提供機能   | ☆☆  | ・教材教具の貸し出し<br>・補助具の貸し出しや紹介                     |

### <観点>

- ☆☆☆ 積極的に取り組んでいる機能
- ☆☆ ニーズに応じてすでに取り組んでいることまたは取り組みかけている機能
- ☆ わずかに行っていることもあるが、更にこれからの取り組みが期待される機能

#### 4 本校の取り組み

##### (1) 本校の歩み（教育相談の取り組みを中心に、他のセンター的機能もあわせて記載）

|          | 内に向けた取り組み  | 外に向けた取り組み  | その他  |
|----------|--|--|--|
| H14年 4月  |  | 鯖江市就学指導委員会への参加   | 教務部内教育相談<br>係設置<br>・教務部長と部員<br>1名が担当<br>・配慮事項なし                                  |
| 6月<br>8月 | 「出身園との連絡会」提案   | A, B小学校訪問相談<br>出身園との連絡会（4保育園）<br>教材教具, プールの貸し出し  |  |
| 9月       |  | 出身園との連絡会（E療育機関）<br>出身園への体育大会・学校祭案内状,<br>PTAだよりの配布  |  |
| 11月      | 「出身園との連絡会」報告と、「保育園<br>（出身園）との連絡会（入学前）（入学<br>後）」の提案<br>校内向けHP作成（センター的機能に<br>関する情報の提供） | A小学校訪問相談   |  |
| 12月      | 有志学習会①「養護学校のセンター的<br>機能について」（参加者10名）<br>進路指導部研修「学校生活から社会生活への移行支援」                    | 特殊学級研究会への参加  |  |
| H15年 1月  | 「学校参観週間」設置の提案<br>有志学習会②「特別支援教育について」<br>（参加者14名）                                      |  |  |
| 2月～3月    | 「保育園との連絡会」報告   | 保育園との連絡会（入学前）  |  |
| 4月       |  | 教材教具の貸し出し<br>鯖江市就学指導委員会への参加  | 教育相談係<br>・教務部長と部員<br>3名が担当, 内<br>1名の空き時間<br>を火曜日にかた<br>めてもらい, 相<br>談に出やすくし<br>た。 |
| 5月       | 自立活動部研修「小学校『特殊学級』<br>における教育相談活動の実情と地域の<br>センター的役割について」                               | 学校参観週間案内の配布<br>園長会での学校紹介   |  |
| 6月       | 「保育園との連絡会」「学校参観週間」<br>報告   | 保育園との連絡会（入学後）<br>学校参観週間の実施<br>福井市小・中学校へのアンケート調査<br>の実施<br>A小学校訪問相談   |  |
| 7月～8月    | 進路指導部研修「地域支援コーディネーターについて」<br>保健部研修「障害児の病理などに関する基礎知識」                                 | 福井県健康福祉センター訪問（4カ所）<br>保育園参観（4カ所）<br>B保育園訪問相談（～3月 7回）<br>他機関職員との情報交換会（参加者4<br>名）<br>E療育機関での母親研修への参加<br>教材教具, プールの貸し出し |  |
|          | 養護学校研究大会での「教育相談」発表・校内での報告会   |  |  |

|        |   |   |   |
|--------|---|---|---|
| 9月     |   | C幼稚園訪問相談<br>出身園，学校参観週間参加者への体育大会・学校祭案内状，PTAだよりの配布  |   |
| 10月    | 有志学習会③「小・中学校へのアンケート結果より」（参加者12名）<br>センター化に関する各校務部長との個別意見交換会①  |   |   |
| 11月    | 教務部研修「養護学校のセンター的機能について」<br>センター化に関する各校務部長との個別意見交換会②<br>「平成16年度 教育相談体制と校務分掌見直し委員会設置」の提案  |   |   |
| 12月    | 公式HPの更新に関する提案<br>(情報提供の場として活用していくために)   | 特殊学級研究会への参加<br>他機関職員との情報交換会①（参加者6名）<br>A小学校電話相談   |   |
| H16年1月 | センター化に関する管理職との意見交換会<br>有志学習会④「これからの福井養護学校について」（参加者23名）<br>各校務部会において来年度に向け業務内容の見直しを検討<br>「平成16年度 校務分掌見直し委員会」年間計画作成<br>「保育園との連絡会」報告 | 特殊学級研究会への参加<br>保育園との連絡会（入学前）<br>他機関職員との情報交換会②（予定） |   |
| 2月～3月  |   |   |   |
| 4月     | 「校内体制見直し委員会」（構成メンバー：教頭・各校務部長・教育相談係1名 回数：年5・6回予定）  |   | 教育相談係<br>・部員4名が担当（各部1名）<br>・授業時数，専任1名15時間 副専任1名18時間 |

(2) センターの機能への取り組みを推進する上で行ったこと

1) 外のニーズを知る (参考資料1 小・中学校へのアンケート調査)

|             | ニーズ等   | 取り組んだこと・これからの取り組み   |
|-------------|--|---|
| 保育園         | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒園前と卒園後の連絡会を実施してほしい。</li> <li>養護学校のことをよくは知らないが、関心はある。機会があれば学校を見学させてほしい。</li> <li>養護学校の敷居は高く、出掛けにくい。まず園訪問により保育園の現状を知ってほしい。</li> <li>気軽に相談できる養護学校になってほしい。</li> <li>気がかりな子がいても保護者の理解が得られずにできない相談があり、困っている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>保育園との連絡会実施 (2月, 6月)</li> <li>学校参観週間の設置と案内状の送付</li> <li>行事の案内状送付など, 学校に来てもらう機会の設定</li> <li>肢体不自由児が通う保育園の参観 (夏期休業中)</li> <li>定期的に園に出向く巡回相談会の実施</li> <li>出掛ける相談を行う上での時間確保 (授業持ち時間への配慮)</li> </ul>                       |
| 小・中学校       | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校間交流</li> <li>教員の交流</li> <li>保護者, 指導者, 対象児への指導と相談</li> <li>情報 (指導法, 個別の指導計画, 教材教具, 障害について, 進路指導) の提供とHPの活用</li> <li>授業公開</li> <li>養護学校の教育に関する保護者への啓発</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>放課後や夏期休業中を利用した教員間交流</li> <li>小・中学校に出向いての支援</li> <li>出掛ける相談を行う上での時間確保 (授業持ち時間への配慮)</li> <li>提供できる情報の整理 (進路指導部・自立活動部・渉外部・保健部・各委員会, 教育相談など) と公式学校HP上での情報公開</li> <li>いろいろな機会を捉えた学校紹介</li> <li>関係機関での学校案内の設置依頼</li> </ul> |
| 福井県健康福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> <li>気がかりな子に関する相談会を継続していきたいが, 予算がないので難しい。</li> <li>各地区に訓練や育児相談の場を設けてほしい。</li> <li>休業中の本校児童生徒の生活へのフォローを考えてもらいたい。</li> <li>施設では夏期休業中はデイサービスを多く受け入れるため人手が不足している。</li> <li>学校生活においても就学前, 卒業後のつながりや地域での生活を念頭においた指導を行ってほしい。</li> <li>教員が福祉制度について知り, 保護者へ伝達して行ってほしい。</li> <li>地域のイベントへ教員も参加してほしい。</li> <li>養護学校教員が家庭相談員連絡会へ参加することで, 相談機関として身近に感じ利用していくきっかけになるのではないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>担当児が休業中に利用する施設の訪問やボランティアとしての参加</li> <li>学校生活を地域とのつながりという視点で捉えなおすことを, 校内の教員に伝えていくこと</li> <li>進路指導部作成「進路と福祉の情報Book」の活用を教員や保護者に推進</li> <li>家庭相談員連絡会への参加</li> </ul>  |

\* は特に次年度取り組んでいきたいこと

<考察> 保育園 (出身園), 福井県健康福祉センターに対しては訪問による聞き取り調査からニーズを収集した。また, 福井市内全小・中学校の管理職と教員を対象に「特別支援教育」に関する意識を知るためのアンケートを実施し, ニーズの収集を行った。いずれの機関ともお互いを知らない故, どのような相談・支援, 連携ができるのか具体的にはわかりにくい。まずはお互いの仕事内容を知りニーズに応じた取り組みから始め, そこから子どもたちにとって必要な相談・支援, 連携の在り方を検討していきたい。また, 福井市内全小・中学校に対するアンケート結果から, 小・中学校における特別支援教育に関する意識の高まりに学校間の温度差を感じるため, 特別支援教育担当教員との研究会などの教員間交流を通して, 「特別支援教育について」一緒に考えていける存在になっていきたい。

## 2) 校内での関心や理解を高めていく… (3 本校の取り組み (1) 本校の歩み参照)

### ◇学習会 (全職員対象)

- 1回目 木田小学校 小杉先生より「小学校の特別支援教育における現状について」
- 2回目 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 滝坂先生より「養護学校のセンター的機能について」

### ◇有志の会

- 1回目 「養護学校のセンター的機能について」(10名参加)
- 2回目 「特別支援教育について」(14名参加)
- 3回目 「アンケート結果から見た小・中学校の特別支援教育に対する意識について」(12名参加)
- 4回目 「これからの福井養護学校について」(23名参加)

### ◇校務部長との意見交換会

- 1回目 「センター的機能の捉え方について」
- 2回目 「センター的機能を兼ね備えた学校をめざす上で校務部からできそうなこと、学校として大切にすべきこと」

### ◇広報

- ・かわらばんの発行 (参考資料2 かわらばん)

保育園や小学校での相談活動の報告や有志の会で話し合われたことや学習会後の感想などその時々在校内に伝えたい情報を全員回覧の「かわらばん」を作成して伝えていった。作成にあたっては、グループ別研究会のメンバーが研究の一環として取り組んだ。

- ・HPの利用

校内HP上に教育相談のコーナーを設け、研修等で知った情報や教育相談の活動の報告の場とした(平成14年11月)。しかし、これの作成を私が担当したが、時間や気持ちに余裕がなくその後更新できないまま今に至っていることは問題であろう。「かわらばん」は、HP上での報告にかわるものとして活躍した。

### ◇組織の利用

- ・小学部低学年学部研究会にて保育園との関係の在り方を検討する(平成14・15年度)。
- ・養護学校教育研究会の発表に向け、担当者会を設け本校の教育相談活動や発表の持ち方について検討する(平成15年度)
- ・校内グループ別研究テーマとして「教育相談」グループを設け(平成14・15年度)年間を通して事例検討や学習などを行う。

<考察>平成14年度当初「センター的機能」「特別支援教育」という言葉自体聞き慣れなく、「何のこと?」「わからない」という意識から、学習会や雑誌等の情報の増加に伴い「必要性」に対する意識は高まってきたと思う。1回目の学習会後の感想の中で「具体的に本校ができそうなこと」として、「経験を活かした相談、教材教具の貸し出し、研修の開放、交流を通して本校児童生徒への理解を深める、情報交換の場作り」等外に目を向けた積極的な意見が多くあった。しかし、実際に「自分の取り組みとして」は身近なこととして考えにくいようであった。2回目の学習会後には、「センター的役割同様養護学校の教育力の維持・向上も必要」とか「校内体制を整え教員の意識や資質を高めることが、外部へのよりよい情報提供に繋がる」というように、実際に取り組んでいくために大切にすべきことや必要なことへも意識が向けられるようになってきた。

## 3) 校内体制への位置づけ

教育相談係を校内体制へ位置づけていく上で、教務部内にあるほうがよいのか、他の部と一緒にした方がよいのか、それとも新たに部を設ける方がよいのかいろいろな意見はあるが、いずれにしても、他のセンター的機能への取り組みと共に、校務分掌全体の見直しを図ることになった。業務内容の精選、他の部との連携などにより効率化できることはないか、センター的機能に繋がる取り組みはないか、といった視点で来年度に向け見直し中である。具体的な見直しと校内組織の再編成は、平成16年度4月より校内体制見直し委員会にて行っていく。

## 5 教育相談の取り組み～早期からの教育相談の充実に向けて～

### (1) 他機関とのつながり

保育園との連絡会の中で、「園長会で養護学校のことを伝えていくとよい」というヒントを得た。福井市保育児童課を通して、福井市内の公私立各園長会で学校紹介を行う機会を得た。さらに、保育児童課の保育専門員の方と、

保育園への相談活動に関する意見交換を行う中で「まずは、養護学校の教員の方から保育園に出掛け、保育の現場を知って欲しい」という話があった。そこで、夏季休業を利用して保育園参観を行った。参観を通して、「肢体に不自由のある子の受け入れは初めてである」とか「どのように対応したらよいかわからない」とか「気軽に相談にのってもらえる所があるとよい」等といった保育士の声を聞いた。そこで、気軽に利用してもらえる相談の場として、保育園への定期的な巡回相談を本校が行えないかと考え、来年度からの取り組みに向け福井市児童保育課と検討中である。

また、園長会を通して知り合った福井県労働衛生センターの保育園巡回担当者から、「一人で仕事を担当しており障害児に関する専門的な知識もなく、いろいろと教えて欲しい。」という申し出があり、福井市児童保育課の障害児保育担当者とともに、保育園での障害児保育の支援の在り方に関する情報交換会の場を設けた。そこでは、肢体に不自由のある子どもたち以外の障害のある子に関する相談にも対応していくために、次の情報交換会では他の養護学校にも参加を呼びかける方向に話が広がっている。

## (2) 保育園への訪問相談

出身園との連絡会や園長会での学校紹介を通して顔を合わす機会が多くあったE保育園から相談の依頼があった。肢体に不自由のある子どもに関する相談ということで訪問したが、実際には他にも発達遅れ、問題行動のある子どもといった複数の園児に関する相談があった。現在、月に一回、肢体に不自由のある子に関する相談を継続中である。4回訪問したが、これを通して子どもの様子に変化が見られてきたわけではなく、「私が訪問することを保育士はどのように感じているのだろう」と不安があった。しかし、保育士から「日頃の保育に対して『大丈夫』と言ってもらえホッとした」という感想を聞き、私も少しだけ安心しているところである。保育園への相談をどのようにすすめていくとよいのか、始めたばかりでわからないことの方が多いが、今は保育園での生活は新鮮であり、自分も保育園における障害児保育を考える機会として継続していきたい。そこで、まずは、聞かれたことに応えていくというスタイルで、気軽に話ができる存在になっていきたい。

## (3) 本校の教育相談の役割

まだ、時間的や人的な体制も十分でない状況でもあるが、肢体不自由児に関する保護者や関係者からの相談に応じ、一つずつ相談事例を積み上げていく段階として捉えている。

## 6 これからの養護学校作りの一歩を踏み出してみよう

センター的機能としての取り組みを進めていく上で、「在籍児への教育活動がおろそかになってはいけない」という不安の声が何回も話題に上った。まずは、在籍児への取り組みの中からセンター的機能に繋がる取り組みへと広げていくのが、本校では受け入れやすいように思っている。

2年間の取り組みを振り返ると、新しい部ができたわけでもなく、画期的な取り組みが企画されたわけでもない。今一番前進したと実感できることは、「これからの養護学校の在り方」について教職員の関心が高まってきているということだ。昨年12月から現在まで行った4回の有志学習会を見てみると、参加者が増えてきたこと。メンバーが広がってきたこと。そして、「センター的機能って何？なんでやらなあかんの？」という疑問や消極的な声が、今では「外に向けた取り組みを頑張る先生とそれを支える学校内での取り組みを頑張る先生という役割分担のもと、学校組織作りができるとよい」とか「夏季休業中の学童に取り組みたい」「養護学校の教育活動を校外の人に伝えたい」「居住地校交流を通して、担当児の地域生活も含めて考えていきたい」等、養護学校の教員として「自分はこれをしてほしい」という積極的な思いが多く聞かれるようになってきた。これは、滝坂先生による学習会の中にあつた「組織力が大切」「自分はなにをしたいのか」という言葉がみんなの心の中に大きく残っていたのだと思う。

教育相談においては、先日、本校が教育相談を行う上で繋がりたいと考え働きかけていた園から、「保育士、親子参加による学校見学がしたい」との申し出があった。学校との繋がりに目を向けてくれるようになったことへの喜びと共に、一方で受け入れをお願いする各学部や職員が、突然の申し出にもかかわらず前向きに承知してくれたこともありがたい。教育相談系の「したい」という思いは、外部のニーズと校内での理解、双方の歩調があつてこそよりよい形で実現していけることだろう。

## 7 今後の課題

校内体制の再編成において、新しく位置づけられていく機能として、教育相談とそれ以外の機能に分けて考えられる。双方をどのような内容で、どのように整理して位置づけを図っていくとよいのだろうか。現在進路指導部が目を向け取り組み始めている、在籍児および卒業生への地域生活支援へのアプローチから取り組みを広げていくことも考えられる。さらに、組織への位置づけとしては、効率的な運用を図れるような双方の役割分担を考えていきたい。

また、教育相談としては、他機関との連携のもと教育相談体制を整え、早期からの肢体不自由児やその保護者、関係者への相談・支援を担えるようにしていきたい。

最後に、特別支援教育を推進していくにあたり、県と市町村といった行政機関同士の壁を低くしていくことも是非具体化して行ってほしいことである。市町村が把握した特別支援教育対象者に対して必要な支援がスムーズに各養護学校に要請されるようなシステムができることで、少なくとも本校は独自で行動している市町村への働きかけという労力を減らすことができるのではないかと。各養護学校においても独自で行動するのみならず、必要に応じて養護学校間が横のつながりでもとに行動していけるようになるとよい。本校も必要に応じて他校への声掛けを行っていきたい。

## 地域教育資源のネットワークとしての教育相談活動

### 茅ヶ崎養護学校，茅ヶ崎市での取り組み

神奈川県立茅ヶ崎養護学校

瀬戸ひとみ

#### はじめに

##### (1) 地域との「ネットワーク」や「協働」でめざすこと

茅ヶ崎養護学校は、「一人ひとりが輝く教育」をテーマに、個別教育計画に基づく教育活動の実践と、地域に開かれた学校づくりに取り組んでいる。

一人ひとりのQOLの向上に確実に反映する教育は、保護者との充実した話し合いから始まる。この話し合いから、私たちは、多様な教育ニーズと共に、子どもたちが生活する地域を知り、養護学校の地域における役割を認識することができる。

##### (2) 個々のニーズ，地域のニーズ

茅ヶ崎養護学校には、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門があり、それぞれに小・中・高等部が設置されている。児童生徒は茅ヶ崎市を中心にした比較的近隣の市町から通学してきているが、障害やライフステージによって、あるいは生活の場の違いによって生じるニーズは実に多様である。ニーズには、養護学校が提供できるものや、他機関の協力を求めたり紹介したりすることで対応できるものも多いが、地域でこれから生み出していかなければならないものもある。例えば、障害児を受け入れる学童保育、教育・医療・福祉等のサービスに関する情報収集のしやすさ（どこに相談したらよいかも含めて）、障害者の就労先等は、地域の関係機関と協力して開拓していかなければならない。自閉症を理解し適切な配慮ができる通常学級の先生、学校（学年）を替わる毎の指導の引き継ぎシステム、あるいは、店や電車の中でパニックになっている子どもを見ても、ぶしつけな視線を送ったり親のしつげが悪いと思わない人等も地域に足りないものに数えられるかもしれない。障害児の学びを支援する人や障害児者に理解のある人を地域にできるだけ増やしていく取り組みは、在校生に対する直接的な教育活動と共に、養護学校が中心になって各機関と連携しながら積極的に展開していかなければならないことだと思う。

##### (3) ニーズに応える学校づくり

本校では、平成11年の開校時から、地域の資源を教育活動に活用し、養護学校のもつ資源も地域に積極的に提供し、利用してもらうこと等を通して、養護学校を訪れたことがある人、障害のある子どもと接したことのある人、障害児教育の方法を知っている人等を地域に増やし、ニーズに応えるために様々な機関（教育、福祉、医療、労働、地域など）と連携する機会を数多く持ってきた。これらの取り組みは、開かれた学校づくりを担う支援推進部が中心になって展開してきた。この組織には全職員の約半数（50名）が所属し、8つのパートで活動をしている（研究推進部、福祉医療推進部、IT開発推進部、進路推進部、教育相談部、情報資料部、交流推進部、余暇支援推進部）。8つのパートは地域のニーズを受ける窓口であり、パートどうしの連携・協力によって事業を創造的に展開し、地域の人々と様々な関係を結んできた。教育相談部もこの窓口の一つである。本稿では、教育にかかわる地域の人々や関係機関とのネットワークを拡大しながら地域の教育課題に取り組んできた教育相談活動の経過を報告し、地域の教育ニーズに対し、養護学校の教育相談活動はどのような機能を求められてきたか、また、どのように活動が支えられてきたかを検証したい。

# 1 教育相談部の活動－5年間の取り組み－

## (1)「養護学校にある教育相談室」をPRする

学校開校の年、通常の教育活動、進路指導、交流など、地域とのつながりを求めた学校全体の取り組みが進む中、校務組織の一つである支援推進部も活動を開始した。支援推進部の活動は、校内・校外のニーズに幅広く対応することを目標にしており、「やってみる やりながら考える 修正・変更を恐れない」といった柔軟な取り組みを心がけるようになってきた。教育相談部も、利用してもらってニーズを把握することから始めよう、ニーズに合わせて機能を整備していこうという方針で、まずは、障害児教育に係る人や機関を対象にしたPR活動に力を入れた(図1)。

### 1) 地域の教育事情を知る－挨拶回り－

まず、地域(本校児童生徒の大半が住んでいる茅ヶ崎市、寒川町)の教育委員会へ、筆者は校長と一緒に相談室開設の挨拶に出かけ、教育長や参事、障害児教育担当の指導主事に話を聞いてもらうことができた。この時に、教育相談活動の主旨や方法を市・町の教育委員会に理解してもらったことが、今に至るまで大変重要なことだったと考える。教育委員会は、教育相談室利用のチラシを含め、養護学校からの様々な発信を地域の全学校に配布することはもとより、交流や研修会・研究会で小中学校の教職員が養護学校を訪問する機会を設け、市役所ロビーでの養護学校作品展の開催を誘ってくれるなど、養護学校を地域で紹介するたくさんの取り組みや協力をしていただいた。また、相談者(保護者や担任)が、学校長や市教委の許可や公式的な文書のやり取りなどを経なくても自由に利用できる相談室になれたことや、各学校でのコンサルテーション活動が容易に受け入れられた背景には、教育委員会の当初からの理解が大きかった。

また、教育委員会の仲介で、1年をかけて教育相談部員が全ての特殊学級を訪問し、各校で午後の授業参観と放課後の話し合いの機会を作ってもらうことができた。茅ヶ崎市には特殊学級設置校が少なく(小学校18校中4校、中学校15校中2校)子どもたちは居住地からかなり離れた学校へ通っていること、障害の程度が比較的重い子が多く校内での交流はあまり活発ではないこと、通常級に障害のある子の在籍が多く、ことばの教室がこれらの児童の個別指導の場として幅広く活用されていること等、この特殊学級訪問の際に地域の障害児教育の状況や資源を知ることができた。

### 2) 担任のニーズを掘り起こす－研修会でのPR－

筆者は、茅ヶ崎養護学校へ赴任する前(旧)県立第二教育センターで教育相談を担当していたこともあり、開校1年目から、市教委主催の「通常級に在籍する配慮の必要な子どもの理解」「LD児及びADHD児の理解と指導」等の研修会に講師として招かれる機会が多かった。このような講義の際には、できるだけ具体的な事例と対処方法を述べると共に、担任が困って当然であること、担任の取り組みを校内の他の職員が理解し、何らかのシステムによって支えようとしなければならないことを強調するようにしている。これは、LDやADHDが疑われる子どもの場合、担任の理解を進めると共に、保護者と担任の良好な関係を調整するためにも、担任自身の相談に対する抵抗感を低くすることが教育相談担当者の大切な取り組みだと考えるからである。たいてい、講義の後で何人かの参加者から「困っているんだけど・・・」と相

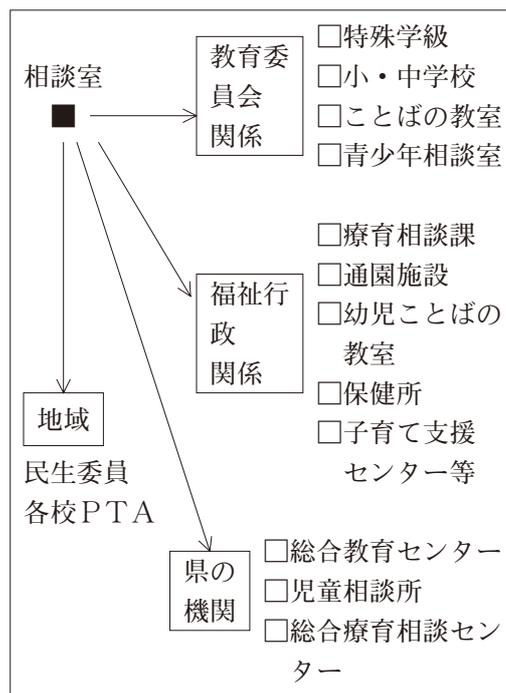


図1 PR活動

### 茅ヶ崎養護学校内「教育相談室」利用について

【相談できる内容は・・・?】  
 就学や進学に関すること  
 社会的な適応行動に関すること  
 その他教育に関すること全般  
 障害のある人の余暇活動、福祉サービス、就労、等、地域での生活に関すること全般  
 言葉や運動面の発達に関すること  
 学習援助の方法について

【相談できる人は・・・?】  
 茅川町・茅ヶ崎市にお住まいの方  
 寒川町や茅ヶ崎市の学校などに在籍している方  
 保護者 学校の担任 本人 その他どなたでも

【相談の方法は・・・?】  
 電話相談・・・電話でお話を伺います。匿名でもかまいません。  
 0467-57-5379(代表)教育相談室とお伝えください。  
 来校相談・・・あらかじめ電話などで予約をとっていただきます。  
 学校訪問相談・・・学校に伺い、先生や保護者を変えた相談をします。

【相談の時間は・・・?】  
 電話相談は、9:00～4:30まで、いつでも受け付けています。  
 来校相談は、次の時間帯でお受けしています。  
 ① 9:00～10:15  
 ② 10:30～11:45  
 ③ 13:15～14:30  
 ④ 14:45～16:00  
 ※夏休みの相談も可能です。  
 お問い合わせください。



【茅ヶ崎養護学校のあるところは・・・?】  
 茅ヶ崎市西久保29-1 新湖南バイパス茅ヶ崎中央インターのそば  
 新湖南バイパスを左へ茅ヶ崎立浜之郷小学校のはす向かい

※「気楽に相談のできる相談室」を目指しています。  
 ・電話相談は匿名でもかまいません。保護者や本人から、直接申し込むことができます。  
 ・相談経過の中で、担任等との連携が必要になった場合には、保護者の了解を得て担任等にご連絡いたします。できるだけ、学校と連携しながら相談活動を進めていく方針ですが、相談者(保護者等)の意向を優先したいと思えます。  
 ・教育に関すること以外の相談の中で他機関等との連携が必要になった場合にも、相談者の了解を得た上で連絡を取ります。

談され、その場で話し込むことになるので、「とにかく一度電話してみてください」とその場でPRできるように、チラシは必ず持参し配布する。教室での毎日の指導に追われている担任は、切実に相談したいと思っても、保護者の了解を取ったり、校長に話を通すことなどを思うとその負担感に腰が引けてしまうのは、同じ教員として共感できる。「匿名でいいから、とりあえず電話をしてみてください。保護者や校内の先生たちとどのように協力することも含めて、まず電話で話すことから始めましょう。」という気軽さが役に立つのではないかと思い、通常級の教員へは、相談の方法や手順を含めたPRに力を入れている。

### 3) 「養護学校の教育相談室・・・？」—来校者へのPR—

地域にできた新しい学校なので最初の頃は多くの人々が見学に来校した。この機会をとらえ、民生委員の児童・障害部や各校のPTAなどには、教育相談室があり、どのような相談ができるかを積極的にPRした。通常級の担任も含め、民生委員など地域の多くの人々は、相談ニーズのある人に養護学校での相談を勧めると、養護学校への入学や転学をほのめかしているように受け取られるのではないかと恐れ、二の足を踏んでしまう。「そうではなく、在籍校での学びを支えるための相談で、学校の先生との協力も応援します」と、繰り返し説明する必要がある。

### 4) 相談担当者を知り合う—相談機関へのPR—

チラシは、市役所の福祉部療育相談の窓口、教育委員会の相談窓口、教育研究所の相談窓口などにも置いてもらった。市内には、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなど子育てを支援する機関もあったので、PRのために地域のこれらの機関も訪問した。直接に担当者と会って話したことにより、各機関の活動の様子や得意分野、担当者の人柄を知り合うことができ、相談者のニーズに応じて、他機関の情報を提供したり、あるいは紹介したりするなどの相談活動が進めやすくなったように思う。これは相談機関のネットワークといえるものであり、相談ニーズのある人にやさしく便利な地域づくりの一步として重要なことだと思ふ。

## (2) 教育相談室の整備

本校は、神奈川県養護学校の地域支援機能モデル校として指定を受けており、開校準備段階から教育相談室や検査用具(WISC-Ⅲ, K-ABC)が整備されていた。開校1年目より、地域との教育資源の共有化の実現を目指し、教育相談活動を重視し、専任として2名配置し、学部所属2名と合わせて4名の体制で教育相談部が活動を始めた。

### 1) 相談時間の確保

現在も専任2名を配置し、学校行事や会議等がない限りいつでも相談に対応できる体制をとっている。相談ケース数の年々の増加には、学部所属相談部員の増員で対応してきた。当初より、学部所属の相談部員は、相談活動のために児童生徒下校後に週1回程度、校内の了解を得ながら時間を確保してきたが、平成15年度は、学部所属相談部員は6名となり、月1回程度の1日出張業務(巡回相談、市療育事業親子教室参加、小学校のケース会参加等)にも携わることができるようになった。

### 2) 教育相談部員の研修

神奈川県の総合教育センター(旧第二教育センター)は、平成5年から、養護学校の教員を対象にしたスクールサイコロジスト養成研修(以後、SP研)に力を入れてきた。本校の教育相談部はこのSP研修了者を中心に構成されているが、教育相談部に所属してから学び始める場合もある。SP研は、アセスメント、カウンセリング及びコンサルテーションの3つの柱で構成されているが、教育相談部員には、これらの基礎研修と共に、実際の教育相談活動を通じた学びが必須である。学部所属の相談部員が、実際の相談活動を通してできるだけ多くを学べるよう、担当ケースの配分や担当者どうしの打ち合わせなどに配慮している。

### 3) 教育相談活動の経費

検査用紙、教材教具などの購入は、支援推進部全体の割り当てられた需用費の中から賄うことができる。相談件数の統計作業や教具として活用するパソコンのリースとその消耗品に関する費用は、平成15年度から県で予算化された。また、巡回相談等にかかる旅費の予算化が県で検討され始めているが、現在は、通常の教育活動における旅費枠から捻出してもらっている。

### (3) 相談方法の拡大

#### 1) 保護者を支える来校相談 (図2)

保護者からの電話で相談が開始されるが、子どもの様子を観察する必要がある場合は、初回の相談日に子どもにも来校してもらう。相談室では、子どもに対しては、遊び、心理検査、学習課題などを通して、発達をチェックしたり療育や学習支援等に関する手がかりを求める。保護者からの情報と子ども担当から得た情報をつき合わせながら、保護者と家庭での関わりの道筋を探す。子どもに対する保護者の理解が深まり、子どもへのかかわり方に保護者なりの納得ができるように支援することを基本としている。保護者への援助に力点を置いているので、学齢期の児童に対しては通級指導教室のように指導プログラムを立てて定期的に指導をすることはしない。相談室に来ることを学校での生活を頑張ったご褒美として活用する場合、相談室からの宿題が家庭学習の動機付けになる場合、保護者に学習援助の方法を教えるために短時間の学習場面を設定する必要がある等の場合には、子どもにも定期的に来てもらっている。

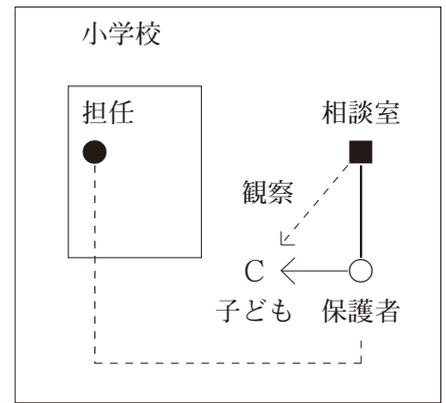


図2 来校相談

#### 2) 担任との連携関係を作るー学校訪問相談ー

「授業中立ち歩きが多く、教室から飛び出すこともある」「友だちとのトラブルが多い」「泣きわめく、暴れるパニックがある」といったクラスでの不適応を担当から知らされ、養護学校の相談室を紹介されたという通常級在籍児の保護者からの相談が大変多い (表1, 図3参照)。

表1 H14年度 相談内容別・相談方法別件数

| 内容<br>方法 | 指導<br>援助 | 進路  | 研究<br>研修 | 情報<br>提供 | その他 | 合計  |
|----------|----------|-----|----------|----------|-----|-----|
| 電話       | 18       | 5   | 0        | 3        | 0   | 26  |
| 来校       | 269      | 109 | 55       | 5        | 1   | 439 |
| 学校訪問     | 138      | 0   | 0        | 0        | 0   | 138 |
| 合計       | 425      | 114 | 55       | 8        | 1   | 603 |

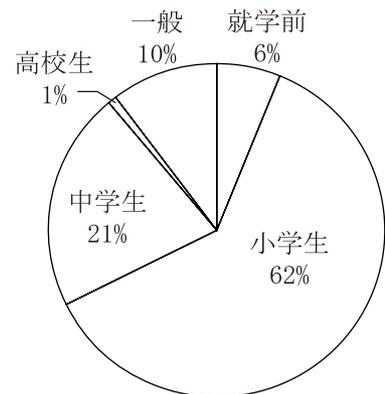


図3 H14年度 相談対象者内訳

\*「指導援助」には、学習、行動、不登校、言語、運動、身辺自立等が含まれ、通常級在籍児の学習、行動に関する相談は、全相談件数の60%以上を占めている。

#### <担任も困っている>

保護者の了解を得て学校での様子を聞くために担任に連絡を取ると、多くの場合、担任も対応に苦慮しており、たいていは「では、授業を見た後で一緒に考えましょう」という展開になる。教室では、課題、人、物、教室環境など子どもの学びに影響する要素が多様なので、電話などで話を聞いただけでは学校での実際の様子をイメージしにくく、担任からのこのような申し出は大変ありがたい。

#### <担任を支える人の輪づくり>

学校訪問を実施する際に、特段、文書のやり取りを必要としていないが、初めて学校に訪問する場合には、学校長からの派遣依頼を出してもらうようにしている。これは、校長先生に養護学校の教育相談活動をPRする意味もあるが、クラスの状況や対象児の情報が校長先生に伝わるきっかけになればという意図もある。また、授業参観後にケース会が開かれる場合には、

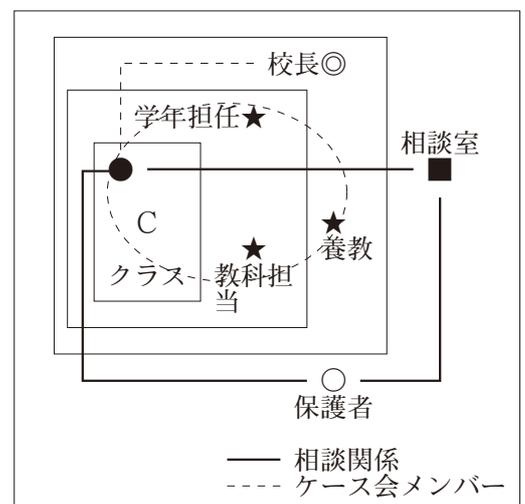


図4 学校訪問・ケース会

できるだけ対象児にかかわる人々（学年の先生，教科担任，養護教諭，教頭先生など）に集まってもらえるようお願いをしておく。これには，対象児に関する情報や理解をより多くの人で共有する，学年がかわっても配慮事項が継続しやすくなる，担任を支える校内の仲間作りをする等の意図がある。

#### <ケース会の盛り上げ方>

学校を訪問して放課後に行うケース会では，参加者が主体的に意見を出し合い，対象児に関する理解を深め，そこから「やれそう」と思える具体的な取り組みを見いだす援助を心がける。それには，指導助言的（まとめの）な発言より，その日の授業参観で，担任の効果的な関わり，対象児の人や物への関心，他の子どもの様子など，授業者である担任とは違う視点から観察した情報をエピソードとして報告すること，あるいは，担任に様々な観点から質問をすることが効果的だと思う。実際，相談員が授業参観でのエピソードを報告すると，それが呼び水となって担任や参加者からも「そういえば・・・」と情報が集まりだし，取り組みの方向性や手がかりが見えてくることが多い。すっかり困惑していた担任も，実はたくさんのヒントを持っていたことに気づき，子どもを支援するためのヒントは日常の様々な場面からキャッチできることを実感してもらえる。

#### <養護学校の教員が相談を受ける意義>

この観察力，つまり子どものSOSを受信する感度とかかわりのヒントを見いだす力を高める教師の学びあいが，ケース会の意義ではないかと考える。このようなケース会を，学校の研究活動に積極的に取り入れているのが後述するA校・B校・C校だが，対応に苦慮しているケースに関して，担任から学校訪問を依頼されることも大変多くなってきている

（表2）。『養護学校の教員に，通常級在籍児の教育

相談ができるのだろうか』という心配が聞かれるが，障害児教育の専門性を通常級での指導にそのまま輸出することはできず，実状に合わせて加工する必要があるので，このようなケース会で一緒に学びながら，教育相談員としての力をつけていけばよいのではないかと，ケース会を開くきっかけを提供できることや，ケース会の展開を支えることも教育相談員の大きな役割であると考えればよいのではないかと思う。

#### 3) 支援のネットワークをコーディネートする

相談の申し込み時（あるいは初回面接時）に，相談内容によってはその分野をもっと得意とする相談機関（例えば，県の相談センター，市の青少年相談室，子育て支援センター，ことばのクリニック，市役所の療育相談担当者，医療機関，各種親の会等）を紹介することがある。相談者のニーズを確認した上で「〇〇機関の××さんが，・・・のような相談活動をしているが，そちらの方が，△△のサービスにつながって良いのではないかと思う」と伝え，相談者からの依頼があれば，電話で利用可能かどうかを先方に問い合わせたり紹介しておく。PRの項でも述べたが，予めこれらの機関の情報を持ち，担当者と知り合っておくことが前提である。

通常学級に在籍し，常に何らかの配慮を必要としてきた子どもは，本校の相談室以外に，ことばの教室や青少年相談室など，地域にある他の機関も利用していることが多い。それぞれの機関は，保護者からの相談申し込みを受けてそれぞれに相談を展開してきているが，クラス，相談機関，及び家庭での取り組みを結ぶ役割は保護者が担っており，子どもに対する支援は，保護者の意欲や力量に大きく左右されてしまう。相談機関が互いに疑心暗鬼になったり保護者の混乱を避けるためにも，保護者の了解を得て，各機関と連絡を取り合い，取り組みを知り合っておくことが必要である。

現在，いくつかのケースでは，教育相談室からことばの教室担当と担任に呼びかけて，三者でケース会を持っている。ここでは，子どもの生活（学び）の全体像の把握と，支援方針や保護者の意向の確認をし，これに基づいて支援計画（役割分担も）を作成し，取り組みの評価と次の計画を立てることができる（図5）。

表2 出張相談（学校訪問）の回数と件数の年度推移

|    | H11年 | H12年 | H13年 | H14年 |
|----|------|------|------|------|
| 回数 | 3    | 24   | 64   | 61   |
| 件数 | 3    | 29   | 131  | 138  |

件数：相談対象児のべ人数

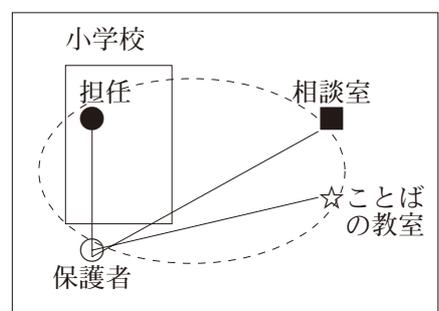


図5 関係機関のケース会

#### (4) 小学校の研究活動に協力する

教育相談活動や研修会を通じて，<担任まかせ，担任次第ではなく，子どもたちのSOSに学校としてきちんと

対応できるようにすること>を模索し始めた学校や先生と出会うことがある。本校のコンサルテーション活動を知ると、たいてい校内研修会や学年ケース会に呼んでくれる。そのような経過で、いくつかの学校に定期的に出かけて、学校のシステム作りと関わるようになった。

### 1) 教師の学びあいを推進するA校の学年ケース会 (図6)

この小学校では、一人ひとりの学びや育ちを支える授業づくり・学校づくりに取り組んでいる。〈学び=育ち〉と広く捉えた上で、一人ひとりの学びを見つめる教師の目の確かさを高めるために、研究部が全校一斉の学年ケース会を毎月1回設定して、教師の学びあいを推進している。学年ケース会では、各学年ごとに取り上げたい児童を挙げ、同学年の担任全員がその日の授業を見合った上で放課後のケース会に臨む。本校教育相談部員は、学びの質を高めるケース会の運営についてA校の研究部の担当(図6のC○)に協力し、毎月のケース会に参加してきた。運営にあたって大事にしてきたことは、他のクラスの気になる児童のことを話題にしあえる雰囲気、担任一人ひとりの小さな気づき、子どもに対する具体的な支援の方法を検討すること等である。最近の小学校では、激しい行動でSOSを発信する児童への対応に追われがちで、学習に遅れがあっても大人しい子は見逃され、学習の積み重ねを支援されずに高学年になってしまうケースが目立つ。A校でもケース会で取り上げられるのは、担任が困っている前者のケースが多かったが、少しずつ「気になる子」の範囲が広がり、後者の学習支援の内容、方法及び継続が課題としてクローズアップされてきた。

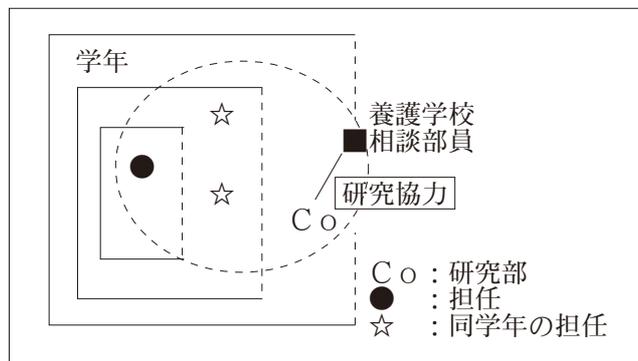


図6 A校の学年ケース会

### 2) 担任の取り組みを支えるB校の教育相談日 (図7)

この小学校では、配慮を必要とする子どもたちへの対応を充実させるため、児童指導部が毎月1回教育相談日を設け、相談希望者の募集、養護学校の教育相談部員による授業参観と放課後のケース会の段取りなどの運営をしている。相談部員は1日で10件近いケースの授業を見、担任から相談を受ける。放課後のケース会は、基本的には担任と相談員の話し合いだが、同学年の担当教員や関心のある先生は同席することも可能である。現在、ケース会の記録を、個人の指導記録として蓄積し引き継げる方法を検討している。

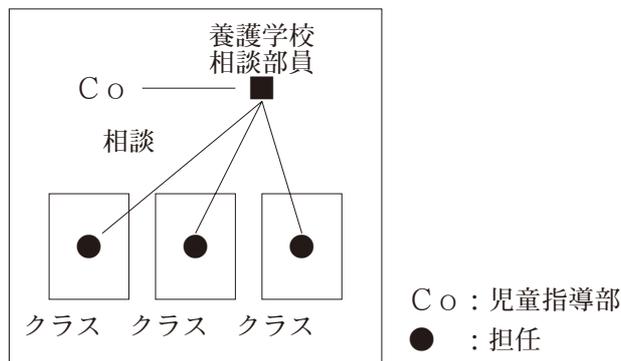


図7 B校の教育相談日

### 3) 協力し合う体制作りを目指すC校の全校ケース会 (図8)

C校は、児童指導部が、従来の児童指導部と、配慮が必要な子への支援体制を検討する教育相談部に業務を分担し、教育相談部が、クラスや児童を支援する教員の配置を調整したり、ケース会の企画・運営を行うようになった。平成13年度に県の研究事業の一環で、毎週1回研修生を派遣し、教育相談員として校内支援体制作りを活用する取り組みをしてもらったところ、相談員の存在が日常的になると、「細々したことを気楽に相談しあう雰囲気が生まれた」「具体的なアドバイスや資料の提供があり児童理解に役立った」「空き時間などを活用して支援しあう協力関係ができた」等の成果が報告された。その後、毎学期末の全校ケース会(2名程度の児童をケース

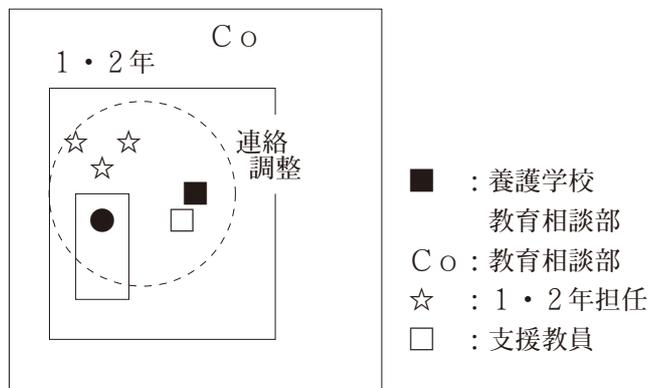


図8 C校の全校ケース会

として挙げ、担任が取り組みを報告する)に本校教育相談部員も参加しているが、平成15年度からは、1・2年、3・4年、5・6年の3グループに分かれて、より身近なケースを通して学びあう企画に変更された。

### (5) 相談機関をつなぐ試み

茅ヶ崎市内には、障害児者とその家族のための様々な相談機関(支援機関)があるが、「どこに相談したらいいのかわからない」という保護者の声は多く、年齢が上がり、相談機関の管轄が替わるたびに、相談者がニーズに応じて訪ね歩かなければならなかったり、相談し直さなければならぬ状況にある。相談者に便利で質の高いサービスが提供できる地域づくりもまた、いくつかのライフステージにわたるニーズが集まる養護学校にできる取り組みの一つではないだろうか。

#### 1) 保護者を支え続ける体制 -就学前と就学後を結ぶ- (図9)

##### <地域のニーズ>

茅ヶ崎市は療育相談事業として、障害児の早期発見(市役所療育相談課、保健所、子育て支援センター、幼稚園・保育園、児童相談所等による)、早期療育(親子教室、通園施設、幼児ことばの教室、幼稚園・保育園への巡回相談)及び、関係機関の連絡会を運営している。療育相談担当者との会話や小学校入学後の相談を受けていく中で、教育上必要なサービスや情報が、就学を境に途切れてしまう問題が浮かび上がってきた。地域の取り組みが充実しているので本校が早期教育相談を業務とする必要はないが、就学前と就学後を円滑に結ぶ役割を、療育相談機関や市教委から期待されていることも分かってきた。療育機関と教育機関をつなぐのは保護者なので、保護者をサポートする機関として本校相談室が機能するために、療育相談課が主催する連絡会や親子教室に参加し、保護者へのPRを積極的にさせてもらっている。

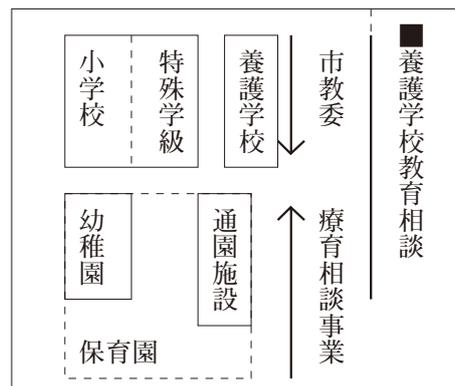


図9 教育相談の対象範囲

##### <就学前の保護者のニーズ>

就学前の相談は、ことばの発達にやや遅れがあり(ADHD、自閉症などの診断があるケースも多い)、市の親子教室を経て、現在幼稚園に通っている子の母親から主に寄せられている。幼稚園生活でトラブルの多さ、幼稚園の先生や周囲の保護者との関係、生活の困難さ、小学校のこと、将来のこと等、不安とストレスでいっぱいになって、相談機関を訪ね歩いている人が多い。従って、ここでの相談は、適切な情報を提供して不安なことを一つ一つ解決していくことが中心になる。小学校生活への不安に関しては、「特別な配慮を必要とする子」に対する小学校での支援の取り組みの例を示し、学校を訪問して担任とも連携する教育相談活動を知らせると安心してもらえるようである。その上で、子どもの日々の頑張りを認め、子どもの学びを支える保護者として必要な取り組みを考えていかれるよう援助している。

##### <市教委、療育相談課、教育相談室の連携>

茅ヶ崎市の療育相談課は、就学を控えた通常級か特殊学級か悩んでいる保護者に、本校相談室を紹介してくれる。また、就学先に悩んで通常級を選択した時、「困ったことがあったら養護学校の教育相談室に相談されるといいですよ」と市教委の指導主事に教えてもらったと、就学後、小学校の担任と一緒に相談に来られる保護者もいる。教育相談室からは、特別な発達援助が必要な子には市の療育相談事業を紹介したり、ことばの教室利用の情報を提供するなど、この就学前後の時期を、市教委、療育相談課、教育相談室が連携して支える体制ができてきたように思う。

#### 2) 課題の共有・情報の流通-市内の小学校、中学校を結ぶ- (図10)

##### <茅小研・茅中研での取り組み>

教育相談活動で多くの学校に出入りしていると、各校で

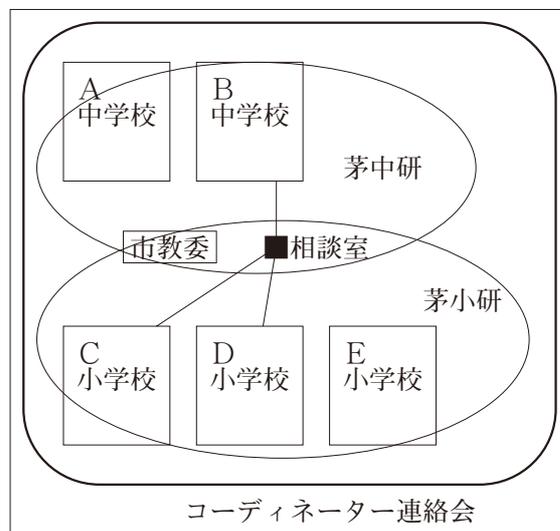


図10 小・中学校とのネットワーク

経験した様々な取り組み（個々の子どもへの支援方法，児童指導部の取り組み等）を，市内の学校に知らせて歩く役割を果たしていることに気づく。養護教諭や児童指導部など学校訪問相談の窓口になってくれる先生たちとの立ち話は，各校の取り組みや地域のニーズなどの貴重な情報交換の場であり，ケース会の充実やコーディネーターの存在など，校内支援体制の必要性を共有する機会になる。この窓口的な役割の先生たちの多くは，小学校の先生たちの研究会（茅小研）では，支援教育部会（障害児教育を研究・研修する会）と養護教諭部会に参加しており，それぞれの研究会で「校内支援体制構築」に向けた各校の取り組みを知り合い自校での取り組みに反映させようとしている。この研究会には本校の教員も参加しているので，市内の教員のニーズや部会の活動に関する情報も得やすい。

＜コーディネーター連絡会（仮）での取り組み＞

神奈川県立総合教育センターでは、「インクルージョンの展開のための地域資源ネットワークのあり方研究委員会」を開催している。この研究の一環として，平成15年9月に，茅ヶ崎市教育委員会の協力を得て，市内の全ての小・中学校から「特別な配慮を必要とする子どもへの支援に関して校内でコーディネーターとしての役割をする人」を集めた会を開き，市内の各校の意識や取り組みに関する調査をした。会には，教務主任，児童・生徒指導部，特殊学級担当，クラスで障害児を担当している通常級の担任等，各校の判断で様々な立場の先生が集まったが，本校の教育相談を通して顔見知りの先生が全学校の半数以上に達していたのが嬉しかった。会では，特別支援教育に対する国，県の方針と，地域のセンター的機能の開発を進める養護学校の取り組み等を紹介し，その後，近隣の小学校と中学校で構成したグループごとの情報交換を行った。参加者からは，「小学校の取り組みが参考になった」「校内に情報を流すことから始めたい」「養護学校の相談活動で助かっている」「自分は特学担任だが，学校全体を見渡す立場の人がコーディネーターとしてふさわしい」「もっと各校の取り組みを知りたい」等，前向きな意見が多く寄せられた。この感触を得て，次年度以降，市教育委員会が独自にコーディネーター連絡会を設置することを検討している。

3) 得意分野を活かすー各養護学校の教育相談機能を結ぶー

神奈川県立盲・ろう・養護学校は，全ての学校に地域からの教育相談を受ける機能を整備しているが，特に，盲学校，聾学校では，以前から早期教育相談を含め，地域を対象とした教育相談を展開させている。本校に在籍する感覚障害をあわせもつ子の指導について，盲学校やろう学校の教育相談を利用する場合も多い。本校が受けた地域からの相談の中に，視覚障害や聴覚障害にかかわる相談があれば，盲学校・ろう学校の教育相談部にぜひ協力を求めていきたいと思う。また，本校には，様々な専門家や得意分野を持つ教師がいるので，これらの人々の力を借りながら相談活動を進めることができる。

4) 学校卒業後の支援機関を結ぶ（図11）

高等学校生徒からの教育相談内容は，学業不振で単位が修得できない，あるいは不登校が続いており養護学校を視野に入れた進路変更に関するものが殆どであり，教頭，教務主任あるいは高等部主任と連携しながら相談を進めることが多い。

学校卒業後に関しては，本校卒業生の進路先で不応や生活支援に関する相談が寄せられるが，こちらはアフターフォローとして進路推進部が中心となって担当し，相談者が所属する事業所や作業所，福祉事務所，ハローワーク，就労援助センター，社会福祉協議会などとのネットワークを活用しながら相談に応じている。これらの機関とは，毎年2回の進路連絡協議会（本校開催）で相互の情報交換や共通の課題への取り組みを行っており，担当者が替わってもネットワークが続くようにしている。

いずれにしても，幼児期からの高校卒業後を相談対象とする相談活動には養護学校に集まってくるあらゆる情報が役立つので，教育相談部員は校内の取り組みに幅広く目や耳を向けておく必要がある。

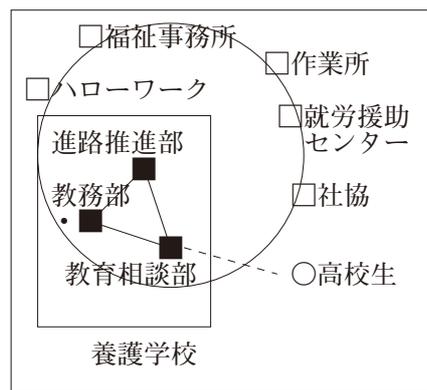


図11 校内のネットワーク  
支援機関のネットワーク

## 2 まとめと考察

### (1) 養護学校の教育相談活動が地域の教育環境に及ぼす効果

本校の相談活動は、子どもを直接指導する担任と協働する形の相談に重点を置いてきた。特に、子どもの「特別な教育ニーズ」を明らかにし、ニーズに応える具体的な方法を検討する話し合いは、本校の教育相談部員と担任が、子どものニーズをキャッチする感度を上げ、多様なニーズに応える方法を学びあう機会であった。「障害児の理解と指導法」といった講義で学ぶ以上に、個々のケース会を通して教師は多くを学ぶことができ、力量は向上する。地域に高い資質を持った教師が増え、「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもたちが適切な配慮を受けながら学ぶ姿に、クラスメートとして日常的に接する子が多いほど、インクルーシブな教育環境や地域の精神的なバリアフリーに近づきやすいのではないだろうか。相談活動によって、地域づくりに漢方薬的な効果が期待できるのではないだろうか。

茅ヶ崎市内の小・中学校に、本校の教育相談活動が知られるようになり、学校訪問相談（ケース会）の依頼が大変多くなってきた（表2、表3）。このことは、担任が抱え込んで個々の子どもに必要な支援を提供できていないという課題を顕在化させ、SOSを発信しやすい開かれた校風作りに、本校の教育相談部を積極的に利用しようとする学校が増えてきたことを表す。このような学校には本校との連絡調整担当者が決められており、本校からも連絡しやすく助かっている。当然、ケース会も多くの関係者を集め充実したものになっている。

これらの連絡調整担当者とは、個々のニーズに応える学校のシステムづくり（個別の対応を支援する体制、配慮事項の引き継ぎ、学級運営の工夫、保護者の理解、指導方法の蓄積、コーディネーターの存在等）の必要性が話題になることも多い。本校の教育相談部は、多くの学校に出入りすることによって、ケース会の持ち方や校内システムの工夫に取り組んでいる学校の情報を流通させ、各校の校内支援体制作り促進させる、触媒としての役割も果たしてきたように思う。この触媒的な取り組みには、インクルージョンの展開をめざし、養護学校の地域センター化を目指す県の取り組みとのタイアップも、効果的に影響した（中田レポート参照）。

### (2) 開かれた学校づくりのための学校運営の工夫

茅ヶ崎養護学校は、地域に開かれた学校づくりの一環として、表4のような様々な取り組みをしている。教育相談もその一つである。できるだけ多くの人に養護学校や障害のある人々に関心をもってもらうために、養護学校が持っている情報や資源を提供し、地域の人々と共に活動できる機会を積極的に企画していこうとするものである。5年間の取り組みを通して、企画への参加者や利用者は年々増加し、多くの人や機関と協働する関係も築かれているが、地域の教育環境や、障害児者の暮らしに対する効果はどのように評価すればよいか、検討課題である。

表3 学校訪問相談を行った学校数推移

単位：校

|     | H11年 | H12年 | H13年 | H14年 | H15年 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 小学校 | 3    | 6    | 10   | 11   | 13   |
| 中学校 | 0    | 0    | 3    | 3    | 2    |

\*茅ヶ崎市立小学校 全18校

中学校 全13校

\*学校訪問の回数は前出の表2参照

表4 開かれた学校づくりの方法と企画

| 開かれた学校づくりの方法                            | 企画名  |
|---|--|
| 地域の情報やニーズを共有し、関係機関どうしのネットワークを形成する機会をつくる | 進路連絡協議会、障害児の地域生活を支える会、学校公開（授業公開・実践研究会）、評議委員会 |
| 地域の人々が養護学校を訪れる機会をつくる                    | きらめき祭、学校へ行こう週間、ふれあいの日                        |
| 地域に養護学校の資源を提供する                         | 教育相談、夏季公開研修会、夏季プール開放、学校施設開放、ボランティア養成講座       |
| 養護学校の教育活動に地域の資源を活用する                    | 交流学习、職業体験実習、校外学習                             |
| 養護学校をPRする                               | 作品展、学校便り、ホームページ                              |

表5 H14年度 各企画の利用者・参加者

(延べ人数)

| 教育相談 | ボランティア講座 | プール開放 | 学校施設開放 | 学校公開 | 公開研修会 | 計    |
|------|----------|-------|--------|------|-------|------|
| 603  | 27       | 593   | 633    | 58   | 142   | 2056 |

開かれた学校づくりに取り組むためには、職員の仕事分担や仕事の進め方を工夫する必要がある。本校は、次のような工夫をしている。

- 1) 8つの窓口からなる支援推進部を置き、全職員の半数を配置している
- 2) 分掌所属は、個々の職員の希望を基に、適材適所や人材育成の観点から校長が配置する。学部代表ではないので、担当者は学校全体を視野に入れて業務を遂行する
- 3) 一つの企画は一人が責任を持ってコーディネートする
- 4) 専任を配置（教育相談部・進路推進部）し、校内・校外との連絡を取りやすくする
- 5) 学校全体の取り組みを推進し調整するコーディネーターとして、教務部、支援推進部、総務部に主任を配置

本校は、在校生の教育に関するケース会や保護者との懇談会を重視しており、分掌会議等にかかる時間を極力抑えた会議日程にしている。少ない会議時間を有効に活用するためには、企画担当者が責任をもって調査・調整・連絡を進めなければならない。また、多彩な企画を展開しているが、一人ひとりの仕事量のバランスを図るために、業務の多い分掌には人を多く配置し、仕事を分担できるようにしている。企画を通して地域や校内の人々との関係を持つ職員が多いほど、開かれた学校づくりへの職員全体の認識が進むのではないだろうか。

また、本校では、校外との窓口業務が多い進路推進部、教育相談部に専任担当を配置しているが、県内には地域支援担当（教育相談担当が主）として専任を配置する養護学校が増えてきている。いずれも、地域との関係づくりの必要性が認識され、専任を捻出する形での配置である。専任制による各校の取り組みが始まったばかりなので評価しにくいですが、専任者は、教育相談活動のように地域のニーズに直接応える業務も担うが、様々な情報の集まりやすさも含め、養護学校の地域でのあり方を見通しやすい立場にあり、地域に根ざした各校独自の取り組みの推進役・コーディネーターとして機能していくのではないかと思われる。

### (3) 開かれた学校づくりが、養護学校自体に及ぼす影響

開かれた学校づくりは、障害のある人々の学びや生活を支援する地域風土づくりが目的であり、本校に在籍する児童生徒一人ひとりに深く関係することである。開かれた学校づくりに関わる校務は、個別の教育支援計画に基づく教育活動と関連づけて考えられなければならない。

教育相談で小学校に出かけると、そこで学ぶ障害のある子に出会う。同じ程度の障害があり養護学校で学ぶ子の学びとは、教室環境、学習時間、大人からの働きかけ、子ども同士のかかわり、地域生活などが大きく異なり、同じ地域に生活する同じ年代の子ども同士ではあるが、全く別の文化圏で学んでいるようでもある。養護学校は、施設も整えられ人手をかけて、個々の子どもの興味に沿った教材を工夫し、学習時間も個々の体力や気力にあわせた、いわゆる手厚く、きめ細かい教育活動を行っているが、子どもたちの地域での生活を見通した視野の中に学校での学びを位置づけて、個別の教育支援計画を作成し実践できているだろうか。

開かれた学校づくりは、「養護学校にニーズを寄せてください」と保護者や地域に働きかけ続けることであり、養護学校教員は、地域で暮らす障害児者やその家族が抱えるさまざまなニーズに触れ、視野が開かれる。ニーズは常に変化するので、学校は提供できる教育サービスのメニューを固定的に用意しておくのではなく、自らも柔軟に変わりながらニーズに応じる教師のあり方、学校のあり方を問い続けることが可能になる。

# 地域における特殊教育諸学校のセンター的機能に関する 開発的研究

長野県稲荷山養護学校  
久保田 純・山岡 勝則

## はじめに

本校は、社会福祉法人稲荷山医療福祉センター<sup>\*1</sup>(以下、稲荷山医療福祉センター)と隣接する肢体不自由養護学校である。長野県には2校の肢体不自由養護学校があり、本校は長野県の半分、北東部の児童生徒が在籍している。児童生徒数は、平成15(2003)年5月現在、小学部49名、中学部33名、高等部35名の計117名である。そのうち48名が稲荷山医療福祉センターに入院しており、19名が通院している。

校舎の老朽化に伴い、平成18(2006)年4月の完成を目指し、改築計画が進んでいる。それに伴って、学校周辺に居住する知的障害のある児童生徒を受け入れ、肢体不自由養護学校から知的障害、肢体不自由、重複障害、教育相談を中心とした特別支援学校(仮称)へと移行する予定である。また、改築に向け、施設設備、教育課程、地域に根ざした取り組み等様々な面において検討が重ねられている。

平成13(2001)年1月に文部科学省より示された「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告において、①盲・聾・養護学校は、その専門性や障害に対応した施設・設備を生かして、早期からの教育相談を実施したり、幼稚園等の障害のある幼児を指導するなど、地域の特殊教育に関する教育相談センターとしての役割を果たすこと、②地域の小・中学校や幼稚園等に対して、求めに応じて教材・教具や情報機器等を貸し出すこと、③盲・聾・養護学校の教員が小・中学校等の教員に対して情報提供すること、④小・中学校等の教員が盲・聾・養護学校を訪問して研修することなど、小・中学校や幼稚園等への支援センターとしての役割を果たすことが示された。

本稿では、地域が本校に求めるセンター的機能とはどのようなことなのかについて、地域の特別支援教育への支援ニーズを聞き取り調査し、より地域に根ざした実践的なセンター的機能をどのように具現化し構築していけばよいかについて、試行錯誤しながら取り組んだ実践の経過や地域の医療・福祉・教育の各相談支援機関と連携した相談支援体制作りの足がかり及び到達点について報告する。「1」では、平成13(2001)年度、14年(2002)度の取り組みを中心に、センター的機能に関する校内体制の構築について、「2」では、平成15(2003)年度の取り組みの中心となった教育相談機能の充実と地域との連携・協働について報告する。また、「3」では、本校のセンター的機能の開発を振り返って、センター的機能開発の原動力となったものはなにかについて考察を加える。

## 1 センター的機能に関する校内体制の構築

### (1) センター的機能開発の出発点

平成12(2000)年頃から、郡市の小中学校長から、特別なニーズを持つ子どもたちの対応等に関する相談の要請を受けることが多くなった。また、就学指導委員会や特殊学級担当者会、知的障害者育成会、小学校等から、研修会の講師や研究会の助言者として本校職員が要請されるケースが増えてきていた。これらの相談や研修会等の講師及び助言者は、主に本校教諭が校長からの指示を受け、個人レベルで対応してきた経緯があった。しかしながら、電話相談や訪問相談、来校相談などの件数が増え始め、地域からの特別支援教育に対するニーズの高まりを感じてきた。このような背景から、医療・福祉・労働・教育のネットワーク作りを目的とした同好会組織である研究会の発足へと展開した。したがって、本校のセンター的機能の出発点は、本校の教職員や保護者らが同好会として平成12(2000)年に設立した更埴地区特別支援教育研究会にあるといえる。

この研究会は、更埴地区の幼稚園・小中学校・高等学校及び保育所の職員や保護者を対象として実施してきた。本研究会の開催回数は、平成15(2003)年12月現在で11回を数え、常に20名以上の参加者があり、本校の教職員を

\*1 社会福祉法人稲荷山医療福祉センターは、児童福祉法に基づく肢体不自由施設であるとともに、医療法による病院でもある。

はじめ特殊学級の担任や保育士，民生委員，保護者等が，それぞれの立場で苦戦している状況について情報交換を行ってきた。この研究会活動を通して，地域の保護者や関係者等の特別支援教育の支援ニーズを知り得たことが，本校のセンター的機能開発に取り組む契機となった。

## (2) 特別支援教育相談部の設置

表1に本校で行ってきたセンター的機能の歩みを簡単に示した。更埴地区特別支援教育研究会の活動が契機となり，平成13(2001)年度に校務分掌として教務主任，研究主任，部長ら10名で組織する特殊教育支援委員会が設置された。この委員会の活動内容は主に，全国の盲・ろう・養護学校が先駆けて実践しているセンター的機能に関する情報を収集し，本校のセンター的機能を構築することを目的としていた。また，更埴市教育相談センターの相談員や稲荷山医療福祉センターのコーディネーター，独立行政法人国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」研究代表者らとで特別支援教育協議会を開催し，今後の連携の在り方について検討してきた。

平成14(2002)年度は，センター的機能を実際的に運営するための部として，特殊教育支援委員会から特別支援教育相談部へと名称を変更し，校務分掌の位置付けや相談部内の組織体制をより明確化させた。

表1 センター的機能の歩み

| 年・月    | 主な活動内容  |
|--------|---|
| 平成12年度 |   |
| 12月    | ・更埴地区特別支援教育研究会発足  |
| 平成13年度 |   |
| 4月     | ・校務分掌に特殊教育支援委員会を設置  |
| 6月     | ・独立行政法人国立特殊教育総合研究所の「プロジェクト研究」研究協力校に指定                                     |
| 9月     | ・第1回特別支援教育協議会の開催<br>(更埴市教育相談センター，稲荷山医療福祉センター，特別支援教育委員会，独立行政法人国立特殊教育総合研究所) |
| 11月    | ・相談支援チームでの巡回教育相談の開始   |
|        | ・文部科学省 障害のある子どものための教育相談体系化推進事業連絡会に参加                                      |
| 2月     | ・第2回特別支援教育協議会の開催<br>・本校センター的機能の構築<br>・校務分掌に特別支援教育相談部を設置                   |
| 平成14年度 |   |
| 4月     | ・相談室の設置・センター的機能の試行  |
| 6月     | ・更埴地区の保育所・幼稚園・小中学校を訪問(ニーズ予備調査の実施)   |
| 7月     | ・第3回特別支援教育協議会の開催  |
| 2月     | ・第4回特別支援教育協議会の開催  |
| 平成15年度 |   |
| 4月     | ・相談室・相談準備室の設置<br>・教育相談専任教諭の位置付け<br>・更埴地区相談支援チームの発足                        |
| 7月     | ・更埴地区相談支援関係者連絡会議開催  |

### (3) 地域の支援ニーズに関する聞き取り調査－地域が本校に求めるセンター的機能とは何か－

#### 1) 目的

本校では、平成14年度（2002）4月に特別支援教育相談部を設置し、地域における教育相談を試行的に開始した。その際、特別支援教育相談部において、本校が地域のセンター的役割を果たしていくためには、まず地域の支援ニーズを把握することが重要であると考えた。そこで、地域の関係諸機関を訪問し、支援ニーズについての聞き取り調査を実施することで、関係諸機関がどのような支援を求めているのかを明らかにしたいと考えた。

#### 2) 方法

##### ① 調査の対象

本校の所在地を含む2郡1市の全ての保育園21機関、幼稚園2機関、小学校13機関、中学校6機関の計42機関を対象とした。

##### ② 調査期間及び回答率

平成14（2002）年5月から10月までの期間。回答率は100%であった。

##### ③ 調査の手続き

各関係諸機関を訪問し、施設長または学校長を対象に支援ニーズについての聞き取り調査及び本校の相談部の説明を行った。聞き取り調査を実施するにあたり、特別支援教育相談部長（教務主任）が主に各関係諸機関を訪問した。聞き取りの時間は、1件につき1時間程であった。

##### ④ 分類の方法

聞き取り調査から得られた聴取内容を各関係諸機関別に、具体的な支援方法、職員の研修、相談システム、関係諸機関との連携、保護者との連携・体制づくりに分類整理した。

#### 3) 結果及び考察

##### ① 各関係諸機関の訪問を通して聴取した支援ニーズ

調査で得た聞き取り事項を、具体的な支援方法、職員の研修、相談システム、関係諸機関との連携、保護者との連携、体制づくりに分類し、図1に示した。

##### ア) 保育園及び幼稚園

保育園及び幼稚園での聞き取り事項は、具体的な支援方法が最も多く、次いで保護者との連携、関係諸機関との連携となっている。具体的な支援方法の中身は、集団からはずれてしまう子どもの支援、ADHD等の子どもの支援、知的障害が境界領域にある子どもの支援、カウンセリング等であり、保育士や幼稚園教諭がこれらの子どもたちに対して、どのような支援をしていけばよいのかについて悩んでいることが明らかとなった。また、保護者との連携では、担当がいえないことを誰がいうのか、保護者に理解してもらうのに時間がかかる、保育所の子どもに対する対応を保護者にどのように説明するのか等、保護者に現在の子どもの発達状況について説明することの難しさや、保護者との信頼関係を損なわないようにしながら障害があるということをごどのような方法で伝えていけばよいのかという悩みがあることが分かった。

関係諸機関との連携では、教育・医療・福祉からの支援が必要ではないか、それぞれの機関でデータを共有化することが必要ではないか等、保育園及び幼稚園での悩みを他の諸機関と連携しながら解決していく方法を望んでいることが明らかとなった。さらに、関係諸機関との連携がスムーズに行えるように情報を共有することや各関係諸機関の相談システムの整備を行うことが求められていることが明らかとなった。

このようなことから、軽度発達障害が推測される子どもへの現場での具体的支援が求められていることから、保育士や幼稚園教諭が苦戦している状況を援助するための相談機能が必要となると考えた。また、保護者と円滑に連携することや、保育士や幼稚園教諭が現在行っている活動の意義について保護者に説明すること等の支援ニーズを援助する事例検討会や基礎的な特別支援教育に関わる研修が必要であると考えた。関係諸機関との連携においては、福祉関係機関、教育機関、医療機関等のコーディネーター的役割の必要性が求められていると考える（図1）。

##### イ) 小学校及び中学校

小中学校の聞き取り事項では、ニーズが最も多かったのは体制づくりであり、次いで相談システムとなっている。体制づくりに関して、通常学級・特殊学級・学校全体の関係等、校内の連携の在り方についての悩みがあり、特殊学級に在籍している子どもたちの学校全体での支援体制の在り方について苦戦していることが分かった。相談システムでは、相談によって生じる保護者の困惑や就学指導に関すること等、相談に対する信頼性やシステムについての意見や要望があった。このことは、相談をしたいという思いはあるが校内体

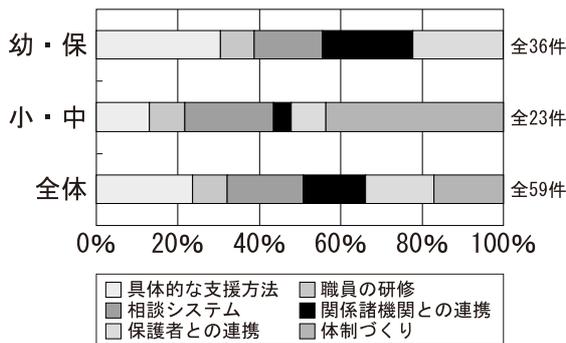


図1 聞き取り事項の分類

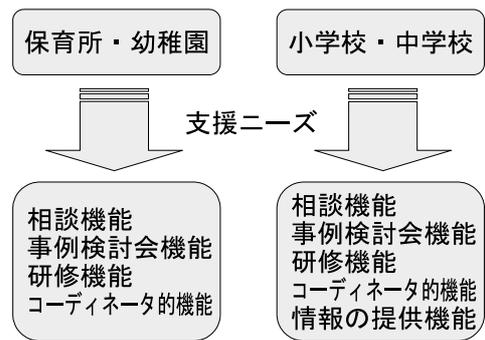


図2 求められている支援ニーズ

制でできるだけ対応していきたいとの現れであるように推測することができる。

このような、小学校及び中学校の聞き取り事項から、特殊学級の教職員に対する研修や情報の提供機能、相談機能、体制づくりのための事例検討会機能、コーディネーター機能等が求められているのではないかと推察した。このことを具現化するためには、学校という目に見えないバリアを解き放せるような相互の信頼関係を築いていくことが不可欠であると考えた。また、実際に学校へ足を運び悩みや要望を傾聴する中で、教育相談や教職員に対する研修などに発展させていくことが小・中学校との連携を図る上で重要であると考えた(図2)。

② まとめ

保育園及び幼稚園の支援ニーズは、具体的な支援方法が最も多いが、体制作りは0件であった。一方、小・中学校の支援ニーズは、体制作りが約半分近くを占めた。このことは、保育園及び幼稚園では、保育や教育の場が同じであり、体制作りに視点を当てる必然性がないものと思われる。小・中学校では、特殊学級と通常学級の2つの教育の場があり、連携協力に際して体制作りで苦戦していることが理由の1つではないかと推測する。つまり、保育園及び幼稚園全体として、子どもの具体的な支援方法をどのように考えていけばよいのかについて焦点化しやすい環境と特殊学級と通常学級の関係者が共通の問題意識を持ちにくいために、外部からの援助を求めることが難しい環境との違いにあると考えられる。

(4) 特別支援教育相談部における各機能の活動内容に関する経過と課題

特別支援教育相談部は、国立特殊総合教育研究所及び同教育相談センターの持つ教育相談の機能(国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校, 1998), 「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議(最終報告)」(文部科学省, 2001)の内容、本校独自に行った地域の小・中学校、保育所・幼稚園等を対象とした地域の支援ニーズに関する聞き取り調査(以下地域ニーズ調査)

の結果をもとに検討を重ね、活動の柱として、「特別支援教育に関する研究」「教育相談」「研修」「情報の提供」の4つを据えた(図3)。

図3に特別支援教育相談部における各機能と活動内容を示した。地域ニーズ調査において示された、「コーディネーター的機能」(図1)については、教育相談でその役割を担うこととした。以下では、各活動の柱毎に活動経過と現在の課題について示す。

1) 特別支援教育相談部の構成

平成14(2002)年には、教育相談室として校内の更衣室を改良し開設した。設備については、電話、書棚、テーブル等を特別支援教育相談部員及び関係職員らで工面した。特別支援教育相談部員の構成は、教務主任を部長

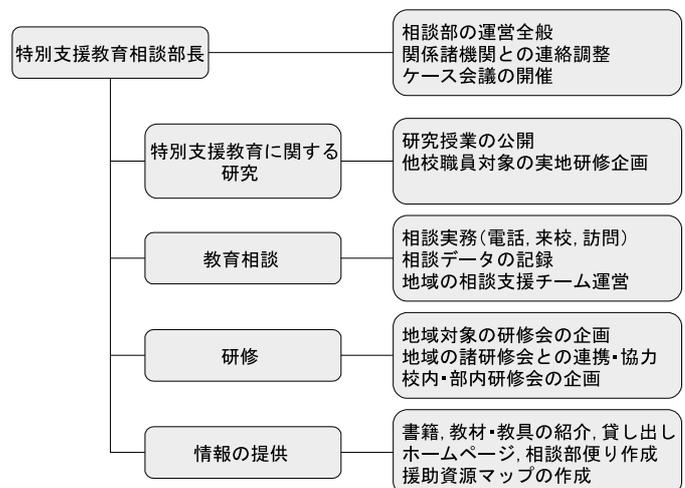


図3 特別支援教育相談部の活動の柱と活動内容

とし、各部長、研究主任、自立活動担当教諭等の10名で組織したが、教務主任と教育相談担当を兼務していた。平成15（2003）年度は、平成14（2002）年度における相談件数等の実績を受けて、教育相談担当教員が1名配置された。相談部員の構成は、校内の8名のメンバーで構成され、主任である特別支援教育相談部長を中心に、各柱の内容を分担・連携し活動を実施した。また、相談室と執務室の2部屋を設置した。

## 2) 特別支援教育に関する研究

教育研究部と連携し、肢体不自由教育の中核校として情報を発信する立場から、研究授業の公開という形で、本校が取り組んでいる研究に関する情報を地域の小・中学校及び盲・ろう・養護学校を対象に提供した。また、後に参加者に対して感想や意見及び要望についてのアンケートを実施した。盲学校やろう学校の参加者からは、「肢体不自由養護学校に視覚障害のある子どもが何名かいることに気づいた。主体的な活動の基本を見せていただいた」等があった。情報の提供の方法や共同研究の在り方については、「車椅子を使って生活をしている子どもがいる。稲荷山養護学校から学習方法・手だて・自立活動、日常生活の指導等についてたくさん学ばなければならないことがある。」「特殊教育諸学校同士の連携が必要だと強く感じている」等があった。小中学校の参加者からは、「養護学校の授業を見させていただく機会がなかなかないので、とても勉強になった」「就労ということで様々にご苦労されていることを知った」等の感想があった。

このように、研究授業を公開することには、案内状発送の準備等が必要ではあるが、負担が少なく、すぐに取り組める良さがある。また、情報発信の機会としては有効であり、本校の教育活動について知る機会ともなっている。参加する側からすると、事前の情報が不足しがちであるので、日程や内容の確認をして公開授業と授業研究会の他に、校内参観や相談部事業の紹介などの計画を詰めておくことで、深く本校への理解を深めることができるのではないかと考える。そのためには、一日の日程を通して対応できる本校相談部員がコーディネートする必要があると考え、現在、試行段階にある。

盲・ろう・養護学校職員を対象とした肢体不自由教育実地研修は、本校相談部職員がコーディネートして対応したことで、参加者（知的障害養護学校職員1名）にとっては、大いに有意義であったようだ。実施時期や期間等、現実面で計画が難しい面があり、年度当初にアピールし、計画的に参加者をあげていただくなど工夫が今後、必要であると考え。また、東北信地区の盲・ろう・養護学校の教職員を対象に研修ニーズに応じた研修プログラムを作成し、肢体不自由教育実地研修の実施、研修に対するアンケート調査の実施などの活動を行っていくことが今後の課題となる。

## 3) 研修

本校が考える研修機能には、教育相談担当者が相談に応じる力量を高めるための研修と地域のニーズに応じた実践的研修の2つの方向を考えた。地域のニーズに応じた研修機能は、主に先述した更埴地区特別支援教育研究会が担っており、校内の教育相談担当者が相談に応じる力量を高めるための研修機能は、現在のところ実施していない現状にある。このことは、相談部内の組織で対応していくには困難であり、校務分掌にある研修係と連携していかなければ実現することが難しいと考えている。平成16（2004）年度へ向けての校務分掌編成により解決していきたい課題である。

## 4) 情報の提供

本校が今まで蓄積してきた特別支援教育に関する情報を保護者や教職員、保育士等に提供することを目的としている。情報の提供機能は、インターネットや新聞等による情報提供活動と教材教具の貸し出しの2つに大別できるのではないかと考えた。そこで、ホームページの作成、更埴地区特別支援教育研究会と共催しての教材教具展の開催、相談部活動内容についての校内新聞の発行、資源マップの作成、教育相談室の書籍の貸し出しを試みた。これらの情報の提供機能のなかで、特に有効であったのは、教育相談室書籍の貸し出しである。書籍は、相談部員の書籍を集め相談室書棚に整理した。その冊数は、350冊以上であり、自由に貸し出しできるようにした。利用者は、本校職員や本校保護者、隣接する稲荷山医療福祉センターの療法士、地域の関係者等であり、利用冊数は、平成15（2003）年度1月現在で、84冊であった。

このように、相談部書籍の貸し出しは、地域のセンター的役割を果たすだけでなく、本校の教育活動の充実の一助となっている。しかし、相談部書籍の殆どが相談部員の私物であるため、今後、相談部所有の書籍として拡充していかなければならないと考えている。また、校内新聞の発行、資源マップの作成については、相談部内の分担で活動を展開していくことが困難であるため、平成16（2004）年度の校務分掌編成において、機能を明確にし取り組んでいかなければならない課題である。

## 5) 教育相談

平成15(2003)年以降の教育相談については、「2」で詳しく記すため、ここでは平成14(2002)年の経過について述べる。

教育相談は、電話相談、来校相談、訪問相談の3つの方法で実施した。電話相談は、毎週月曜日と水曜日の午前10時から12時までと午後2時から4時までの時間帯を設定した。来校相談は、毎週火曜日木曜日の午前10時から正午までの曜日及び時間帯を設定した。訪問相談は、毎週金曜日の午前9時から正午までの曜日及び時間帯に設定した。

また、電話相談や来校相談、訪問相談のそれぞれについての手続きを作成した。来校相談の手続きの特徴は、スタッフ受理会議を経て支援スタッフの選出、支援スタッフチームの編成そして来校相談の実施とした。訪問相談の手続きの特徴は、保護者、子ども、担当等で訪問相談依頼書に相談内容を記入し、施設長、学校長から相談室へ依頼し、訪問相談の実施とした。これらは、平成14(2002)年度、教育相談を始めるに当たり、相談部で考えた教育相談の手続きであった。このように考えた背景として、教育相談の専任教員が確保できないことにより、相談部員全てで対応していく体制をとらざる終えなかったことによる。しかし、実際に教育相談が始まると、教育相談として設定した曜日や時間帯に関係なく、電話相談や来校相談、訪問相談があり、スタッフ受理会議や支援スタッフの選出を行う時間が確保できないばかりか、相談担当が兼務しているために対応できない状況に陥っていった。また、平成14(2002)年度の相談件数は145件であり、地域の保護者及び学校、保育所、幼稚園関係者等に相談部が認知されはじめ、さらに相談件数が増加する傾向が予測された。このような背景を受け、相談部の働きかけ及び校長をはじめとする全校職員の理解により、平成15(2003)年度より教育相談専任が配置されることとなった。

隣接する稲荷山医療福祉センターでは、国からの指定を受け、地域の障害児(者)を対象に障害児(者)地域療育等支援事業に取り組んでいる。本事業は、稲荷山医療福祉センターの医療スタッフである理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による障害児(者)への相談や支援といった医療面でのサービスが中核となっている。本事業の中のひとつ、施設支援一般事業は、地域の幼稚園、保育所、小中学校を巡回し、障害児に関わる職員に対する支援を行うものである。巡回の中では、その中心である医療面の相談のほか、必然的に保育所の次年度小学校入学児の学校生活の問題、学校内の支援体制の問題等のような教育に関する相談を受ける機会がある。このような状況に対し、隣接する教育機関として本校の役割が徐々に明確化し、本校相談員による情報提供、さらに巡回訪問時の本校相談員の同行といった形で連携が発展した。

また、平成13(2001)年度から平成14(2002)年度に、地元の更埴市教育委員会は、文部科学省から教育相談体系化推進事業のモデル地域として指定を受けた。この事業は、障害のある子ども及びその保護者に対し、幼児期から学校卒業後にわたって、教育・福祉・保健・医療等の諸機関が一体となった相談支援体制を整備することを趣旨とするものであった。この時期は、本校がセンター的機能充実を目指して取り組み、地域の諸機関との連携を模索し始めた時期であった。本校の相談部は、相談部長が運営会議や連絡会議のメンバーとして参加する機会を得、本事業の実質的な運営の中では、これまでの地域での教育相談活動や個々の連携実績を生かし、地域の保育所、幼稚園、小中学校や隣接する稲荷山医療福祉センター等の相互間をつなげるパイプ的な役割を果たした。また、本事業の運営会議や連絡会議を通し、更埴市の福祉課、保健課等とのつながりがもたらされた(図4)。

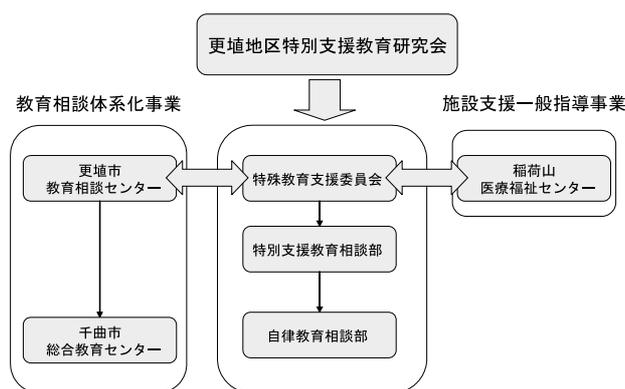


図4 関係諸機関との連携

### (5) センター的機能に関する校内体制の構築についてのまとめ

平成13(2001)年度から15(2003)年度の校内体制の取り組みを振り返ると、平成13(2001)年度の特設教育支援委員会は、学校全体の立場で考えることのできる構成員で組織されていたことにより、本校職員のコンセンサスを得る近道となったと考えられる。また、平成14(2002)年度の委員会から部へと名称を変更し、部として位置づいたことは、平成15(2003)年度における学校重点目標の一つとして反映される基盤となっていった。さらに、平

成14（2002）年度の相談件数等を校外内に数字で示したことにより、相談部の重要性が校内をはじめ関係諸機関において認識され、センター的機能開発に向けて加速度的に展開していくことにつながってきたと考えられる。

設備面に関しては、限られた人的及び物的資源の中で工面し、地道に活動を展開していく中で、相談部の重要性が高まり充実してきた経緯があった。このように、なにもないところからはじめていくという産みの苦しみがあがあるが、委員会から部へ、相談員兼務から専任へという、将来的なビジョンが相談部員の中で共通理解できていたことが、これまでの活動を展開していく礎となっていたのではないかと考える。特に、地域の子どもたちや保護者、関係者等が苦戦している状況を地域の養護学校として一緒に考えていこうというスタンスに立てたことが重要であったように推測する。そして、これらを具体的に校内体制に反映していこうという相談部員一人一人のマンパワーによるものが大きかったのではないかと考える。

地域のニーズに関する聞き取り調査を基盤に、校内の既存の係と連携協力し、本校のセンター的機能を構築してきた。また、地域の諸機関との連携が今日の段階に至る経緯は、隣接する稲荷山医療福祉センターの相談員との施設訪問相談や教育委員会と連携した地域の就学相談のような身近な機関との連携作り、また、本校の職員や保護者が中心となった研究会活動への協力等、既存のものを生かしながらの取り組みといった、日常的な地道な活動が基盤となった。このように、タイムリーな出来事の中で、地域の養護学校としての役割を果たしたことが、地域の医療・福祉・教育等の機関との連携を促進的に進める一要素となったと考える。

しかしながら、それぞれのセンター的機能は、試行錯誤しながら改善している現状であり、解決しなければならない課題も多い。現在、平成16（2004）年度に向けて、センター的機能や特別支援教育コーディネーター（仮称）の視点から校務分掌組織の編成に取り組んでいる。相談部の枠組みを超えた学校全体としての取り組みへとさらに進化し始めてきている。委員会から部へ、そして学校全体としての取り組みへと歩みは遅いが、限られた資源を生かし、地域の支援ニーズに耳を傾けながら歩んでいくことが本校の実情に応じた方法であると考えている。

## 2 教育相談機能の充実と地域との連携・協働—平成15（2003）年度の取り組み

### （1）学校心理学のアプローチからの教育相談の現状

平成15（2003）年度、本校では、教育相談専任が配置された。このことにより、センター的機能の柱、「研究」「教育相談」「研修」「情報の提供」の各機能を統括しながらも、教育相談に力点を置いたセンター的機能の推進が図られた。以降教育相談を中心に平成15（2003）年度の取り組みについて報告する。

#### 1) 校務分掌としての教育相談専任

##### ① 教育相談専任配置の背景

先述したように、本校相談室のシステムの整備、地域の連携作り、地域のニーズの高まり等の中、平成14（2002）年度以来、本校相談室に対し、日常的・コンスタントに相談が求められるようになった。平成14（2002）年度は、各学期順調に相談を受け、対応する機会が増え、1年間で145件の相談実績をあげた。地域の保護者及び学校、保育園、幼稚園関係者に本校相談室が認知され、広まる傾向を示した。相談件数の伸びとともに、従来のような他分掌兼務による相談対応に限界がみえてきた。このような背景を受け、教育相談部の働きかけ及び校長をはじめ全校職員の理解により、平成15（2003）年度より教育相談専任が配置されることとなった。

##### ② 教育相談専任の位置づけ

本校で配置した、教育相談専任は、従来の小・中・高等部といった部会に属さず独立した立場にある。担当の児童生徒を持たず、文字通り学校内外の相談に、校内体制の制約を受けることなく柔軟かつ機動的に対応することができる。校外に出向いての訪問相談や地域の他の機関との連携をとる上で、大きなメリットとなると考えられた。

#### 2) 学校心理学を基盤とした教育相談体制作り

本校教育相談は、特別支援教育のセンターとして発達障害等のような特別な教育的ニーズに対する専門性ととともに、教育相談に対する専門性として学校心理学を基盤に置き、教育相談の質的な向上を目指した。学校心理学とは、「学校教育における一人ひとりの児童生徒が学習面、心理・社会面、進路面における課題への取り組みの過程で出会う問題状況を解決するよう援助し、成長することを促進する心理教育的援助サービスの理論と実践を支える学問体系である（石隈、1999）。」と定義されている。

学校心理学は、養護学校のセンター的機能について実践する上で、大変有用な学問体系であり、センター的機能の先進県である神奈川県においても10年程前から学校心理学を基盤にした教育相談担当教員の養成が行われて

いる（中田，2003；瀬戸，2003）。また，長野県では本校の教員が事務局となって，県内の盲・ろう・養護学校教員の有志が集まり，本平成14（2002）年5月より「地域特殊教育センター担当教員専門研究会」という名称で，県内の盲・ろう・養護学校教員対象の研究会を立ち上げ，大学の専門的な教官を講師として招き同様の教員養成研修を行っている。

本校の教育相談においては上記の研修に加え，すでに大学院長期研修において学校心理学について研究し，専門的な資格としての学校心理士の認定を受けた者を専任に据えた。また，大学の専門的な教官2名を教育相談室のスーパーバイザーとして正式に依頼し，連携の体制を整えた。

### 3) 教育相談の現状

教育相談専任の配置，教育相談の質的な向上を目指した取り組みを受け，本校教育相談の現状がどのようなものになったか，相談記録をもとに報告する。

#### ① 相談種別の内訳

平成15（2003）年4月から12月までに実施した訪問相談，来校相談，電話相談件数の内訳を図5に示した。総数は420件であった。

要請を受けて保育園，学校等を訪問しての相談が，62%と最も高い割合を占めた。訪問相談の内容は，個々違いはあるが，2時間，半日，終日といった比較的時間をかけたものが大半であった。また，訪問する施設に関しては，1回の訪問で終結するものから，10回以上のコンサルテーションを重ねたもの，月1回程度のペースで巡回訪問的な形になったものまで様々であった。

#### ② 相談者の内訳

平成15（2003）年4月から12月までに実施した相談における相談者の内訳を図6に示した。1件の相談に複数の相談者がいた場合もあり，総数は610名であった。内訳は，保育士の割合が最も高く，以下保護者，小学校教員の順であった。

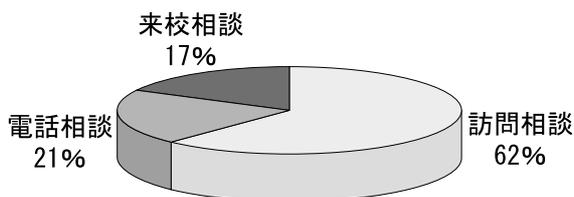


図5 相談種別ごとの内訳 総件数=420

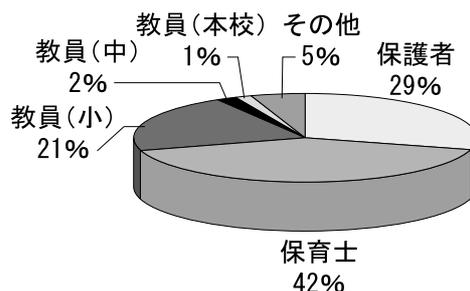


図6 相談者の内訳 総人数=610

#### ③ 相談対象児（者）の内訳

平成15（2003）年4月から12月までに実施した相談において対象となった相談対象児（者）の内訳を図7に示した。

同一の対象児（者）に対し複数回の相談が行われたケースがあったため，総数は581人であった。幼稚園・保育園児の割合が最も高く，次いで小学生の順であった。就園前のお子さんから小学生までの比較的低年齢の子どもが対象となったケースが全体の91%を占めた。

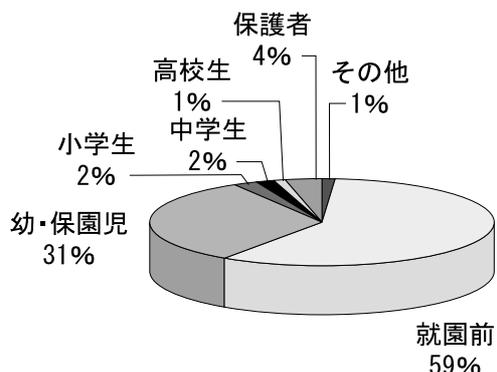


図7 相談対象者の内訳 総人数=581

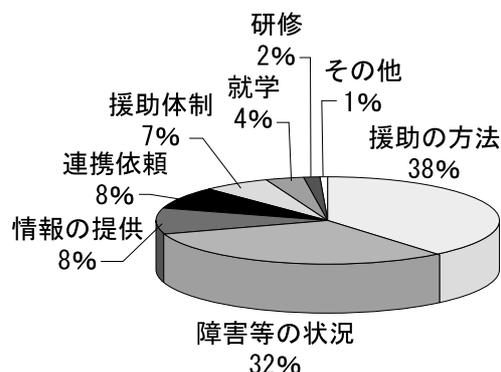


図8 主訴の内訳 総件数=661

#### ④ 主訴の内容

平成15（2003）年4月から12月までに実施した相談における、主訴の内容及び割合を図8に示した。1つのケースに複数の主訴が含まれるものがあったため総数は661件であった。

援助の方法に関する主訴の割合が最も高く、次いで障害等の状況に対するアセスメントの割合が高かった。

#### 4) 学校心理学のアプローチからの教育相談の現状についてのまとめ

本校の教育相談の特色として、訪問相談の形態を多くとっていることがあげられる。このことは、佐藤、涌井（2004）による調査における、相談を要請する幼・保、小中学校が、デリバリー型（訪問相談の形態）の相談に対し高いニーズを示したという結果との関連を示唆するものであった。機動性と柔軟性を持った教育相談専任の配置が、相談要請者のニーズと合致し、相談者の時間的な制約の軽減、相談者及び相談対象児（者）が慣れ親しんだ場＝サポート活動の場という現実的なメリットを提供できたと考えられる。

相談者の内訳と相談対象児（者）の内訳から、保育園や幼稚園の場を中心に、保護者や保育士の皆さんからの比較的低位年齢層のお子さんを対象にした相談を多く受けている傾向が示されている。保育園・幼稚園の外部機関活用の定着化と保護者の関心やニーズの高さを裏付けていると考えられる。また、主訴の内訳としては、援助の方法に関する主訴の割合が最も高く、次いで障害等の状況に対するアセスメントの割合が高かった。

教育相談を行う上で有効な、学校心理学の内容のひとつとして、「コンサルテーション」があげられる。コンサルテーションは、「異なった専門性や役割をもつ者同士が子どもの問題状況について検討し今後の援助のあり方について話し合うプロセス（作戦会議）」と言える。このような「コンサルテーション」では、場当たりに、専門的な見地から意見を述べるのが避けられ、援助を受ける者コンサルティの専門性を尊重しながら、現実的かつ具体的な援助の方法を検討する（石隈、1999）。このような学校心理学を基盤とした教育相談の取り組みは、主訴と一致しており、本校の相談において、相談者のニーズにあった質的に安定したサービスを提供することができたと考えられる。

学校心理学は、本校の教育相談において、相談者がどのようなサポートを求めているのか、教育相談専任が提供するものが、どのようなサポートであるか検討し、整理する枠組みとなり、相談者のニーズにあったサポートを提供する上で有効であった。教育相談を行う上で、有効な学校心理学の内容として、提供するサポートの質の視点が考えられる。石隈（1999）は、コミュニティ心理学における4種類のサポート分類として、情動的サポート、道具的サポート、評価的サポート、情緒的サポートをあげている。情動的サポートは、課題への取り組みや問題解決に役立つ情報、示唆、アドバイス、支持等を提供することとされている。道具的サポートは、具体的で実際的なサポートであり、物品、金銭、労力、時間、環境調整による助力を提供することとされている。評価的サポートは、課題への取り組みに対して、評価（肯定、意見、基準との比較等）をフィードバックすることであり、その評価によって現在の行動や力量を確認、修正、発展できるとされている。情緒的サポートは、関心、信頼、傾聴、支持等の情緒的な働きかけを提供し、安心させ勇気づけることとされている。情緒的サポートは、情動的サポート、道具的サポート、評価的サポートの提供が前提となってもたらされるという視点（久保田、2003）は、相談者の安心や満足を求めるあまり陥る恐れのある、安易な同調や賛同等をさげ、具体的に役立つ教育相談の機能を果たす上で有効であったと考えられる。

このような各要素が、平成14（2002）年145件から平成15（2003）年（12月末）420件という相談件数の大幅な伸びにつながったと推察できる。本校の教育相談の質的向上を考えると、特別支援教育とともに学校心理学は欠かすことのできない、重要な部分を占める専門性であるといえる。今後の課題として、訪問相談のメリットを生かしながら、保育園や幼稚園だけでなく、小・中学校においても、より利用のしやすい相談の形態・方法について検討していきたいと考えている。

## （2）地域との連携・協働

本校、教育相談室では、教育相談を中心としたセンター的機能の取り組みの中で地域の相談支援体制作りを重点とし、その中心的なテーマを「実践的な組織作り」に置いた。実践的とは、文書上の組織図や委嘱にとどまることなく、他機関との連絡、情報の共有、事例に対する協働等が日常的に行われること捉えた。そのような観点から、平成15（2003）年度、実践した地域の相談支援体制作りについて報告する。

### 1) 地区相談支援チームの結成

平成15（2003）年度、前年度までの稲荷山医療福祉センターとの隣接という地の利を生かした日常的な連携や市の教育相談体系化事業の実績を受けて、本校教育相談室、稲荷山医療福祉センター及び市教育委員会が新設し

た教育相談センターに所属する相談員の三者が連携した地区相談支援チームが結成された。

実際の活動としては、市内の幼稚園・保育所・小中学校に三者が一緒に訪問し、相談業務の説明や援助ニーズの把握をすること、それぞれの持つ情報の交換、共有を行うこと、援助事例と一緒に検討し、チームとしての援助サービスを提供すること等を日常的に実践してきた。

## 2) 千曲市相談支援関係者連絡会議の開催

地区相談支援チームは、前年度までの教育相談体系化推進事業の実績を生かして、地域の相談支援の関係者を包括した、より実践的な組織の立ち上げを計画した。本会は、千曲市相談支援関係者連絡会議と命名された。構成については、教育相談体系化推進事業における連絡会議のメンバーであった市福祉課、保健課、幼稚園、保育園、子育て支援センター、市内言語障害児学級等をもとに検討し、実際の連携機会やニーズの高さ及び横山(1998)、石隈(1999)、上月(2003)を参考に、市内の特別支援学級、適応指導(不登校生に対する支援)担当者、生徒指導担当者、養護教諭の代表者、児童館スタッフをメンバーとして補った。また、会の運営や事例検討等に対するスーパーバイザーや必要に応じて参加し助言等をするアドバイザーとして、市内スクールカウンセラー、信州大学教育学部、国立特殊教育総合研究所、長野県中央児童相談所のスタッフのメンバーを加えた。本会の計画・運営の中心となる事務局は、市教育委員会及び地区相談支援チームとした(図9)。

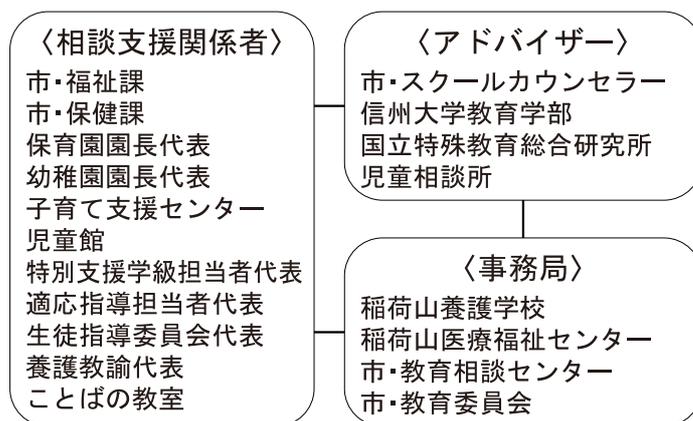


図9 千曲市相談支援関係者連絡会議の構成

地区相談支援チームを中心に立案した、本会の目的及び連会の内容は以下の通りである。

### ① 目的

地域の障害等特別な教育的ニーズを持つ子ども、その保護者、関係者について、乳幼児期から学校卒業後にわたって、教育・福祉・保健・医療・労働等の機関が連携、協力して相談支援を行う一貫した体制を整備する必要がある。そこで関係諸機関の連絡調整及び協働的な取り組みを促進することを目的に本連絡会議を設置する。

### ② 連携の内容

ア) 当面更埴市教育相談センターが事務局を務め、連絡会議の構成メンバーの連絡調整及び連絡会議運営の中心的役割を担う。

イ) 定期的に連絡会を開催し、情報の交換、ケースの検討等を行う。

ウ) 機関の連絡方法、担当者、相談支援に関する専門性を明確にし、相互の理解を図る。

エ) 日常的に情報の交換を行い、連携の機会を整え、支援にあたる。

オ) 連携の必要が生じた場合、連絡調整のうえ、コーディネーターを選定し、支援チームを結成する。

カ) 支援チームにより、情報収集、援助案の策定、援助実践、援助の評価、記録を行う。

キ) 連絡会において支援チームの実践について共通理解を図るとともに、記録をファイルとして残し、追跡的な支援を行えるようにする。

ク) 各分野の専門性を理解し、それぞれの資質の向上を図るため研修活動を行う。

上記をもとに、平成15(2003)年度7月、11月、2月の3回、連絡会議が開催され、事例検討、各機関の機能の確認等を通じて地域の相談支援機関間の情報交換やチーム支援の実践等の統括を目指す組織の基礎が形作られた。

### 3) 本校の地域連携事例の現状

地域の相談支援体制の整備や教育相談専任の機動性を生かした相談室の取り組みが地域に認知されるに連れ、本校の相談事例における地域連携事例の占める割合が高まった。平成15（2003）年4月から12月までの地域連携事例件数は170件で、事例総数420件の40%を占めた。

月ごとの地域連携事例件数の推移を図10に示した。8月は夏期休業が入り、事例自体が少なかったために連携事例件数が伸びていないが、4月の段階では6事例であったものが、月ごとに数が増え、最近の11月、12月では32事例という結果であった。

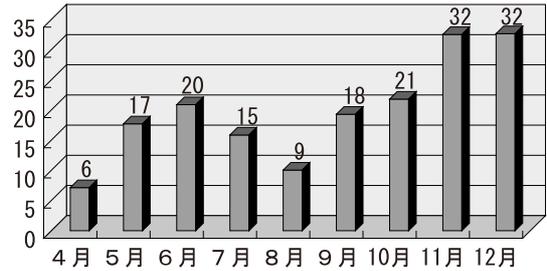


図10 月別の連携事例件数

### 4) 地域の連携機関の広がり

連携事例において支援チームを構成した機関及びスタッフを図11に示した。隣接する稲荷山医療福祉センターを中心に市・福祉課、保健課、児童相談所、市・教育相談センター、適応指導教室等とチームを組んで、市内の学校、保育園、保護者に対し支援を行ってきた。また、長野県の北部、東部の広い地域での連携もいくつかあり、長野市・福祉課、長野市保健所、戸隠村等の機関とともに支援を行った。隣接地域の長野養護学校・相談室との連携も開始し、長野養護学校入学を希望する、地域の子どもを中心にとともに支援を行った。

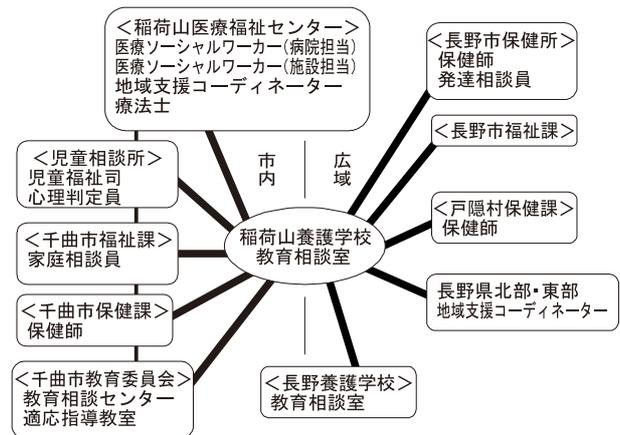


図11 連携事例において支援チームを構成した機関及びスタッフ

### 5) 支援チームの構成

連携事例における支援チームの構成は、対象事例により異なり文字通りケースバイケースではあるが、基本的には支援の要請を受けた、または事例に出会った機関が必要性と必然性をもとに関係機関の輪を広げることにより出来上がってきた。チームのコーディネート役は事例によって異なっていた。図12に示した機関及びスタッフの組み合わせにより、多くの支援チームが作られ、また、事例の進行により変化したこともあったため、すべてのチームを取り上げることは出来ないが、代表的な支援チームの構成と支援内容の概略を紹介する。

#### ① 【稲荷山医療福祉センター・地域支援コーディネーター（以下C○）と療法士と本校相談員】

本校相談員が、稲荷山医療福祉センターの施設支援一般事業と協働する形で構成されたチームであり、センターC○のコーディネートにより、市内及び広域の保育園中心に支援を行った。療法士は、医学的な専門性を生かして個に寄り添った情報や支援の方法を提供する役割を持つ。本校相談員は、療法士の専門的な助言を保育園の現場や集団の中でどのように生かすかという専門性と日常性の橋渡り的な役割を持つ。それらをセンターC○がニーズに応じて組み合わせることにより幅広い主訴に対する的確な対応を可能にしたと考える。

#### ② 【稲荷山医療福祉センター・医療ソーシャルワーカー（以下MSW）と本校相談員】

稲荷山医療福祉センターを受診した子どもや保護者のアフター・フォローを目的として構成されたチームである。保育園、学校、家庭を訪問して支援を行った。センター受診をきっかけに始まった事例だけでなく、本校相談が受診へとつなげた事例もあった。必要によって、療法士や市保健課がチームに加わることがあった。センターMSWは、従来から行っていた受診のスケジュールリング等のサービスに加え保護者への受診後の相談窓口としての役割をより明確化した。本校相談員は、センターMSWの動きと帯同しながら、必要に応じて本人の在籍する保育園・学校等と連携を進める役割を担った。また、センターMSW、本校相談員それぞれの持つネットワークを結びつけ支援会議を組織することもあった。以上のように医療機関を受診した子ども及び保護者に対して継続性や関係機関を結びつけながらの広がりを持った支援を行っていく上で有効なチームとなったと考える。

#### ③ 【児童相談所・児童福祉司／心理判定員と市福祉課・家庭相談員と稲荷山医療福祉センター・MSWと本校相

## 談員】

家庭生活、学校生活、心身の健康面、施設入所等の措置の可能性等、幅広い問題を抱えている事例に対して構成されたチームである。各機関の専門性を生かしながら、家庭、学校を訪問して継続的な支援を行った。柔軟に構成を変え（すべての訪問等に全スタッフが帯同するわけではない）、情報交換やケース会議を重ね共通理解を図ってきた。児童相談所は、子ども及び保護者への相談支援を通じた長期的な関わりや保護・指導といった具体的な措置を選択、執行する等の役割を持つ。家庭相談員は、家庭からの相談の直接的な窓口であり、援助の必要性のある家庭に対し、家庭訪問等を通し最前線で支援をする役割を持つ。センターMSWは、必要があれば速やかに医療機関とのパイプを結ぶ役割を持つ。本校相談員は、保育園、学校との連携を図ったり、心理教育的援助サービスの立場から、保育士や教員に対し、子どもや保護者への対応等のコンサルテーションを中心となって行う役割を持つ。それぞれ違った立場・役割の機関が協働することにより、各機関の孤立や支援の膠着を防ぎ、効果的な支援を継続できたり、それぞれの機関の援助力が向上するようなメリットを生むことが出来たと考える。

### ④ 【市教育相談センター＝稲荷山医療福祉センター（C o）と本校相談員】

先述した地区相談支援チームであり、地域への相談のPR、幼稚園・保育園・学校等のニーズの把握、千曲市相談支援関係者連絡会議の運営等を協働して行ってきた。

### 6) 地域との連携・協働についてのまとめ

地区相談支援チームの結成を皮切りに、より実践的な組織作りをテーマに地域との連携を図ってきた。換言すると、組織図に線を引くことでなく、実際の事例を通してながら、地域の機関とのパイプや信頼関係を作っていくことであった。平成15（2003）年度の地域連携事例件数を見ると、月ごとに数が増えており、この取り組みは、教育相談専任の機動性を生かし確実に成果を上げることができたと考えられる。

地域との連携を広げる上で、お互いが顔を合わせながら協働することはもちろんであるが、その中で、お互いがそれぞれの持ち味（専門性）を理解し、活かし合っていけることが重要なポイントであった。また、お互いが違った持ち味を持ちながらも、支え合っていけることも同様に重要なポイントであった。支援チームの構成と内容を見ると、稲荷山医療福祉センターは医療の専門性やネットワークを生かす役割を担うことが多く、本校は保育園・学校等の場、年齢における子どものアセスメントや支援、保育士や教員への支援、ネットワーク作りの役割を担うことが多いことがわかる。また、児童相談所は長期的な支援、措置等具体的な方策を駆使し問題解決や事例の展開を進める役割、市の福祉課は、子どもや家庭に対し直接的かつ幅広い相談支援を行う役割とそれぞれの持ち味が明確となっている。このようなそれぞれの機関の持ち味を生かした相談体制は、事例の抱えている問題が複雑であればあるほど問題の解決に重要な役割を果たした。このような姿勢を大切にした支援が地域の保護者、学校、保育園等に広く受け入れられてきたと考えられる。

養護学校の相談室は、地域の相談支援機関の中で考えたとき、まだまだ歴史が浅い、新規参入機関である。「つながれ上手、つなぎ上手」（石隈、2003）の大切さが唱われる今日、地域の中で広く認知され、活用されるようになるためには、まず、相手が活用しやすい姿勢を作ること、次に、つながれたときにより有効なサポートを提供する努力を惜しまないこと、そして、つながれたネットワークを生かして必要なつなぎをしていくことを常に念頭に置き、実践を重ねていく必要がある。また、その姿に近づけるための研修やシステム作りを続けていかなければならないと考える。

### （3）教育相談機能の充実と地域との連携・協働についてのまとめ

教育相談機能の充実と地域との連携・協働について、本校での平成15（2003）年度の教育相談の取り組みを概観した。本校の教育相談の特色は、教育相談専任による訪問相談の形態を多くとっていることである。これは、相談者のニーズにもあっているものである。また、実際の事例を通してながら、地域の機関とのパイプや信頼関係を作っていくことという方法では、相談担当者にニーズに対応するための機動性が求められる。教育相談専任による訪問相談は、このような地域のニーズに対応することが可能であり、地域連携を促進するための重要な要因となったと考えられる。しかし、幼稚園、保育園、学校や地域の関係諸機関等は、定期的な人事異動があり流動的な組織と成らざる終えない状況にある。個人間の繋がりや身近な連携に依存することのない、「システム・オーガナイズ」（黒沢・森、1999）を重視した地域全体の相談体制の構築が重要であると考えられる。

地域の相談支援体制の整備とともに重要な視点として、外部の支援をより有効に生かすための幼稚園・保育園・小中学校内の体制作りがあげられる。これに対する指針のひとつとして、「今後の特別支援教育の在り方について

（最終報告）」（文部科学省，2003）で提唱されている特別支援教育コーディネーターの配置がある。学校を例に挙げると，特別支援教育コーディネーターの役割は，地域の支援チームと学校内を結ぶパイプ役となるとともに，外部の相談支援の資源をより有効に生かすための校内体制作りのキーパーソンとなることである。

今後，地域の相談支援体制充実に向けた取り組みの中で，特別支援教育コーディネーターの養成や研修も含めて，本校が地域の中で果たすべき役割について検討することが必要である。

### 3 本校のセンター的機能の開発を振り返ってーセンター的機能開発の原動力ー

センター的機能を開発していく過程には，様々な乗り越えなければならぬ課題があった。例えば，教育相談を担当する人材の確保，教育相談に関する専門性及び養成，校務分掌の位置付け，学校全体としてのセンター的役割，教職員のコンセンサス，関係諸機関との連携等である。これらの課題を解決していく原動力の一つは，地域の研究大会で本校の特別支援教育相談部の説明を行ったときに出された保護者の発言であった。その内容は，「早期に相談することがなく，私たち家族はどこに相談すればよいのかのところで悩んでしまった。もっと早く，このような相談をすところができればよかったのと思う。（特別支援学級保護者）」「いろいろと相談するところがある方がよいと思う。特殊教育を専門とする相談員だとよく話を聞いてくれ，気持ちを受け止めてくれるような気がする。是非相談したい。（特別支援学級保護者）。」等である。また，電話相談，来校相談に，勇気を振り絞り電話相談や来校相談に来る保護者の姿は，本校がセンター的役割を果たす重要性和責任を感じ取ることができた。

このように，保護者が本校のセンター的機能を求めている発言や姿が，現時点においても様々な乗り越えなければならぬ課題に挑戦し続けている原動力となっている。

校内体制では，校務分掌として平成13（2001）年度に特殊教育委員会，平成14（2002）年度には特別支援教育相談部，そして，平成16（2004）年度に向けて，センター的機能や特別支援教育コーディネーター（仮称）の視点から校務分掌組織の編成へと繋がり，センター的機能を有する学校へと変貌を遂げようとしている。この背景には，学校長をはじめとした全職員のセンター的機能に対する理解と協力がなければ不可能であった。このような本校教職員の支えも，センター的機能開発を推進する上で重要な原動力となったと考える。

#### 参考・引用文献

- 1) 平松清志 1998 学校教育相談の組織づくり 明治図書
- 2) 石隈利紀 1999 学校心理学ー教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス 誠信書房
- 3) 石隈利紀 2003 援助のコーディネーション 日本学校心理学会会報，8，1ー2
- 4) 上月正博 2003 今後の養護学校とセンター的役割 養護学校の教育と展望，129，4ー9
- 5) 国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校  
1998 国立特殊教育総合研究所・国立久里浜養護学校要覧
- 6) 久保田純 2003 通常学級における発達障害児への援助組織に関する研究ー教師に対する協働的援助体制の有効性の分析 平成14年度信州大学大学院教育学研究科修士論文 未刊行
- 7) 久保田純・林直樹・上村恵津子・永松裕希  
2002 中学校の通常学級における特別な教育的ニーズのある生徒への援助 日本教育心理学会第44回総会発表論文集，553
- 8) 黒沢幸子・森俊夫  
1999 外部関係機関との連携 吉川悟（編）システム論からみた学校臨床 金剛出版，174-176
- 9) 文部科学省 2001 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議（最終報告）
- 10) 文部科学省 2003 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）
- 11) 中田正敏 2003 盲・ろう・養護学校地域支援担当教員の養成システムへの視点 養護学校の教育と展望，129，38ー41
- 12) 佐藤克敏・涌井恵  
2004 更埴市における相談への要望に関する研究ー保育所，幼稚園への調査結果よりー 平成15年度独立行政法人国立特殊教育総合研究所プロジェクト研究報告書

「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能の開発的研究」

13) 瀬戸ひとみ 2003 養護学校の教育相談活動 養護学校の教育と展望, 129, 26-29

14) 横山岑夫 1998 特殊教育から教育改革への発信 多賀出版

## センター的機能の開発への試行

### ～全分掌部での機能分担，地域の関係機関との協力関係づくり～

熊本県立松橋養護学校

松本 英雄

#### はじめに

本校の所在地である熊本県下益城郡松橋町は、旧来から「福祉の町」づくりを推進してきており、肢体不自由養護学校である本校の他にも、知的障害養護学校1校と療育センター併設の肢体不自由養護学校1校の計3校が設置されるとともに、療育センターや知的障害者授産施設、身体障害者更生施設等の社会的資源を有している。このような地域性からか、本校に寄せられる相談は従来就学相談が主であり、本校がより広範なセンター的機能を果たすには、独自性を持った取り組みを行う必要があった。また、関係機関が多数設置されてはいるものの、それぞれの機関間の連携が十分に図られているとは言えない状況にあった。

本校は、平成10年度から3ヶ年に渡り、文部省（当時）実験学校として「コンピュータ等情報機器活用に関する研究」を行い、ITを仲立ちとした地域貢献として授業の中での生徒による地域の人々に対してのパソコン講習会等に取り組んだ。さらに平成12年度からは「スクールパークまつよう」構想を立ち上げ、地域の人々が集う開かれた学校づくりを目指してきた。

そのような中、独立行政法人国立特殊教育総合研究所より本プロジェクト研究の公募があった。それまでに培ったノウハウ等を地域に還元し、より一層地域に貢献したいと考えていた本校のニーズと重なる場所であったため、これに応募し取り組むことにした。これからの時代に求められる養護学校の在り方について職員の意識向上を図るとともに、本校なりのセンター的機能を模索しながら様々な可能性を探っていきたいとの願いを持って、本研究の取り組みが始まった。

#### 1 職員の共通理解と取り組みの整理

初年度には主に、センター的機能の概念について職員研修を重ね、職員間の共通理解を図っていった。実質1年間をかけて丁寧にこのことを行った理由は、その時点では本校にとってセンター的機能は全く新しい概念であったため、職員の認識を広げ、何を行うべきか、何が必要か等の見通しを持ちたかったからである。まず、国立特殊教育総合研究所プロジェクト担当者から「センター的機能の展望」について説明を聞いた。その後、感想や今後の展望についてアンケートを実施したところ、これまでの養護学校の役割が変わっていくことへの意識改革が必要だという意見や、専門性について捉え直すべきとの意見が多く見られた。またセンター的機能として、教育相談や情報提供、研修の企画、教材・教具の貸し出しといった取り組みをイメージできたものの、仕事量が必然的に増えることから、職員の負担増を懸念する意見や、共通理解が不足している現状への不安等も多く見られた。しかしこれらのことは、実際の学校現場におけるセンター的機能の開発に関する現実的スタートラインと捉えることができる。

さらにそれを受けて「本校の役割と課題」について研修を開き、協議を行った。校内での研修に他校の職員が参加できるようにしたらどうかという意見や、松橋町の養護学校3校がセンター的機能を果たしていくのなら本校なりの取り組みを行う必要があるとの意見、本校が果たせる役割等について整理をし、関係機関と連携を図りながら、地域の方々に強くアピールする必要があるといった意見等、徐々に課題解決に向けた具体的な意見が多く見られるようになっていった。これ

表1 平成13年度の取組として整理した事柄

| 機能        | 名称等                         | 内容  |
|-----------|-----------------------------|---|
| 専門性<br>向上 | サポーター会議<br>まつようゼミ           | ボランティアや専門家の授業支援<br>時間外の研修会（大学教授）          |
| 理解<br>啓発  | ふれあい交流会<br>文化祭への参加<br>年賀状作成 | 地域全体の交流行事運営<br>地域の方の行事参加<br>地域の方への生徒による講習 |
| 研修<br>機能  | 療護施設職員研修<br>各種研修            | 新設施設職員の研修受託<br>地区の初任者研修等受託                |
| 教育<br>相談等 | 継続した相談<br>地域療育事業参加          | H. 12から1ケース継続相談<br>学習会への参加                |

からの養護学校に求められる役割を意識したことで、自分たちに何ができるのかということを実践的に検討することができるようになったと思われる。

また共通理解を図ることと並行して、運営委員を中心とした「プロジェクト研究検討会」を計4回実施し、方向性の検討を重ねるとともに、取り組んできた事柄の中でセンター的機能として捉えられるものにはどのようなことがあるかの整理を行った(表1)。この検討会では様々な意見が出され、本校なりの取り組みとしてどのような方向性を持つべきか、意見の統一を図ることが難しかったが、次年度に各分掌部でセンター的機能に関わることについて整理をしていくことを確認した。

## 2 センター的機能を果たすための校務分掌組織再構築

### (1) 校務分掌組織の再構築

平成13年度当初に校務分掌組織の見直しと再構築を図った。それまでの「いわゆる学校運営に関する内容の組織的分担」という色彩の枠組みから、「子どもの生活にとって必要な学校機能の位置づけ、割り振り」という視点に立ち、分掌部名を変更するとともに各機能を再編成した(図1)。分掌部名にはその部が果たすべき役割を象徴化した呼称を用い、各部が校内においてその役割に精通したスーパーバイザーとしての役割を果たすことを目指した。この見直しは、各分掌部で取り組む事柄への目的意識と専門性を高める意識づけとなったと考える。また、例えば自立サポート部では労働機関や福祉施設、健康安全・いのち部では医療・療育機関、生活支援部では居住地校等、役割に対応した学校外の各機関とのつなぎ役として、在籍児童生徒のニーズに対する連絡・調整役となることが一層明確になった。



図1 子どものニーズに即した分掌組織再編

### (2) 概念図の作成

取り組み2年目に当たる平成14年度には、本校のセンター的機能の取り組みを概念図(図2)として表すとともに、各分掌部の特性を活かしたセンター的機能の学校組織への位置づけを明確化した。具体的な取り組みの構造は、まず適切な教育課程や授業における高い指導力、環境整備、地域とのふれあいといった学校内部の充実があり、その校内での取り組みを支える学校外部の専門的機関との関わりがあり、それをもって在籍児童生徒以外の子どもたちや保護者、あるいは障害児教育に携わる人々へのサポートを行うことにした。

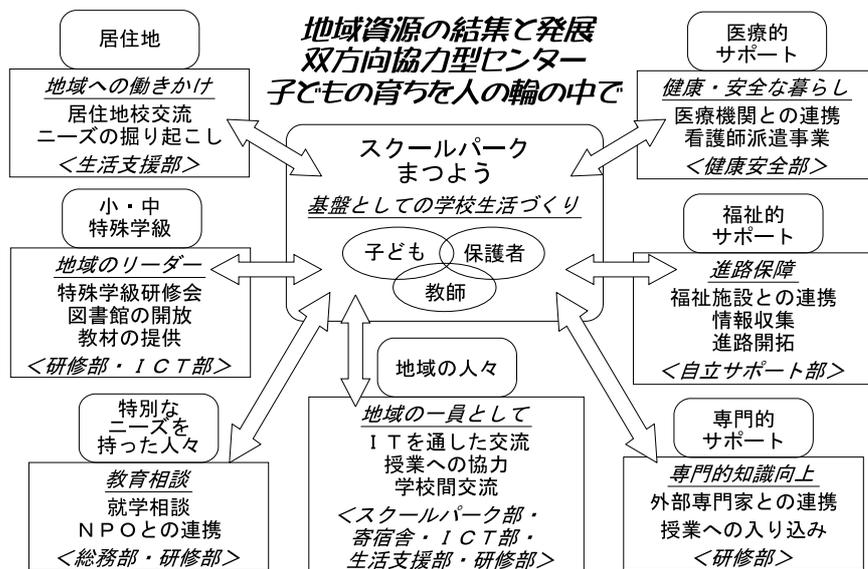


図2 本校のセンター的機能概念図(平成14年度)

### (3) 各分掌部の特性を活かしたセンター的機能の分担

本校の取り組みの特色と言えるものが、この「センター的機能の分掌部による分担」である。表2にあるように、各分掌部が特性を活かしたそれぞれの機能を担うものとし、「センター的機能は一部署によるものではなく学校全体で組織的に果たしていくべき」という本校なりの考えを具体化した。また、このことを通じて本校職員一人一人がセンター的機能を担っていくことを目指した。ともすれば、センター的機能は一部の職員が果たすものになりがちなのではないだろうか。窓口は一つに限られるのではなく、職員一人一人が地域に貢献する立場であることを自覚し、実際にアクションを起こしていけることが望ましいと考える。そのために本校では、本プロジェクト研究の校内担当でありセンター的機能推進役となった研修部が中心となり、全分掌部で分担して取り組んできた。これは最大限効果的に新たな取り組みを進めていく本校なりの工夫だった。

そのような考え方を浸透させるため、年度初めの研修で図2を使って取り組みの方向性を明らかにし、夏季休業中に全分掌部の具体的取り組み予定について、また、冬季休業中にその結果や課題についての報告会を行った。報告会においては、若手職員が中心となって報告内容を検討し、センター的機能の在り方等について各分掌部長と相談し合う姿が見られる等、これらの取り組みを行ったことによって、センター的機能としての分掌部の役割を意識する職員の姿が多く見られるようになった。初年度に感じられた職員の負担感も、日常の業務とセンター的機能を結びつけて考えていったことによって、かなり軽減されてきたのではないかと考えられ、一定の成果を上げたと言える。

センター的機能を各分掌部で分担する取り組みは平成15年度も継続して行ったが、今後は一層、学校外の多様な機関や人との濃密なパートナーシップが必要となり、校内においてもその推進・調整役が重要になってくると考えられる。本校の特色である機能分担を継続し、それをさらに活用するために、分掌部長を中心とする調整委員会等を新たに設置する必要性を感じている。

表2 平成14年度の取り組み概要（各分掌部の取り組み）

|         | 分掌部と役割               | 主な取り組みと成果等   |
|---------|----------------------|--|
| 学校内部の充実 | 教務部<br>(教育力向上)       | 新学習指導要領に基づいた適切な教育課程編成と、「総合的な学習の時間」の本校なりの取り組み姿勢や観点、評価等の検討を行い、個性ある学校づくりに努めた。           |
|         | 生活支援部<br>(交流)        | 学校間交流と居住地校交流の展開。「児童生徒の暮らしシート」の作成。居住地校交流連絡会の実施。地教委へも理解を求めた。居住地校からの教育相談があった。           |
|         | スクールパーク部<br>(地域との連携) | 徹底的な環境整備とポニーの飼育を通しての「スクールパークまつよう」づくり。保育園生が遠足に訪れた。また花苗栽培と配布を通じた地域貢献を目指した。             |
|         | 寄宿舎<br>(地域との連携)      | 夏祭りや映写会、もちつき大会で地域との交流を行った。また動作法キャンプに舎室提供を行った。寄宿舎の避難訓練に消防団の参加を得た。                     |
| 専門的サポート | 自立サポート部<br>(福祉との連携)  | 福祉施設に足を運んでの情報収集とそこからの相談受け付けを計画した。また職安、障害者職業センター、身障者福祉センターとの就職ケース研修会を実施した。            |
|         | 健康安全部<br>(医療との連携)    | 「ほほえみライフサポート事業」(看護師派遣事業)初年度の取り組みを行い、医療的ケアについて本校なりの解決を得た。他県養護学校より事業の視察を受けた。           |
|         | 研修部<br>(サポーター)       | 「まつよう熱烈サポーター」(大学教授および動作法スーパーバイザー)の定期的な授業への参加とアドバイスを得ることにより、指導力の向上を図った。               |
| 対外的働きかけ | ICT部<br>(アピール)       | HPの充実を図った結果、メールでの教育相談があった。ITを活用しての地域交流(年賀状やHP作成)による生涯教育の場の提供を行った。図書館の特殊学級職員への開放を行った。 |
|         | 研修部<br>(他校との連携)      | 地域の特殊学級の研修会へ会場と研修内容の提供を行い、そこから発展して養護学校三校、特殊学級、療育センターの合同学習会を実施することになった。               |
|         | 研修部<br>(NPOと連携)      | NPOとの連携を図り、活動を展開する準備は整ったが、現在のところ外部のニーズの掘り起こしが十分でなく、今年度は活動できなかった。                     |

### 3 地域の教育・医療・福祉機関との連携「うき・コネット」

平成14年7月、宇城地区（松橋町を含む近隣の地区）の小・中学校の特殊学級からの申し出により、宇城特殊学級夏季研修会が本校で開催されたことから、本校と特殊学級との連携が始まった。研修会の内容は特殊学級担任の要望により、IT活用に関することと個別の指導計画に関すること、いずれも本校の特色として挙げられる事柄だった。

その研修会をきっかけとして、特殊学級担任・養護学校職員の有志による学習会を月1回行っていくことになった。校内に専門的内容での相談相手が少ない特殊学級担任のニーズを受け、共に学び合い、縁を広げる機会を持つことを願いとした。まずは特殊学級授業研究会に向け、3ヶ月に渡って対象となる特殊学級児童の個別の指導計画や指導案の検討を行っていったが、その中に療育センターの医師や心理士、加えて他の2校の養護学校職員の参加を得ることができた。授業研究会後に開いた講座には保育園・幼稚園からも参加を得るようになった。これらの縁は参加者それぞれが声を掛け合いながら草の根的に広がっていったものである。そこには、専門機関からアドバイスがほしいという特殊学級や幼稚園・保育園のニーズ、特殊学級との縁を広げたいという養護学校のニーズ、就学前に関わっていた子どもたちの入学後の様子が知りたいという療育センターのニーズ、それぞれのニーズの重なりがあった。

学習会は主に本校と松橋西養護学校を会場として、勤務時間外に行っている。月に一度という頻度では勤務時間内に行くことは非常に困難であるが、毎回40名近くの参加者があり、特殊学級や幼稚園・保育園担任の高いニーズが窺われる。

平成15年度からは、名称を「こどものための宇城教育・医療・福祉ネットワーク（通称「うき・コネット」）」とし、宇城地区特殊学級設置校校長会と養護学校3校校長の協力を得て、継続して学習会を行っている。

表3 学習会の内容

| 回  | 時 期    | 内 容            | 講 師 等     |
|----|--------|----------------|-----------|
| 1  | H14. 9 | 授業研究会準備        |           |
| 2  | 10     | 授業研究会準備        |           |
| 3  | 11     | 授業研究会準備        |           |
| 4  | 12     | 「自閉症についての基礎概念」 | 療育センターDr. |
| 5  | H15. 1 | 「TEEACHについて」   | 特殊学級担任    |
| 6  | 2      | 「自閉症児の評価」      | 療育センター心理士 |
| 7  | 3      | 「自閉症の特性とは」     | 療育センター心理士 |
| 8  | 5      | 「松橋西養護学校の紹介」   | 松橋西養護学校教諭 |
| 9  | 7      | 「個別の指導計画について」  | 熊本大学教授    |
| 10 | 7      | ケース検討会（小グループ）  |           |
| 11 | 8      | ケース検討会（小グループ）  |           |
| 12 | 9      | ケース検討会（小グループ）  |           |
| 13 | 10     | ケース報告会（全体）     | 療育センター心理士 |
| 14 | 11     | 「自閉症の理解と支援」    | 他地域養護学校教諭 |

### 4 「松養参観日」の実施

平成15年9月に、本校の取り組みをより多くの方々に知ってもらう機会として、地域住民や関係機関を対象とした「松養参観日」を新たに実施した。これは、地域に対する本校の授業づくりや教育理念、またセンター的機能として学校外部からの教育相談等に応じていくことのアピールである。前述のとおり、県立の療育センターが設置されている松橋町では、養護学校に対する教育相談件数が少ないという現状から、本校を気軽に見学できる機会を設け、併せて教育相談会を実施することにした。

参加呼びかけは、夏季休業中に地域の小・中学校や幼稚園・保育園、役場福祉課、民生委員、福祉施設等に案内状を郵送または持参して行った。当日は午前中を授業参観及び児童生徒・保護者の意見発表とし、午後は「個別相談会」として就学前保護者や保育園・小学校職員からの教育相談を受けた。地域の民生委員の方々や保育園・幼稚園職員、学校職員、就学前の保護者の方々を含め100名を超える参加者があり、とても熱心に授業を参観いただいた。初めて本校を訪れたという方から「子どもや先生たちの姿に感動した」「来年も実施してほしい」という声もあり、ぜひ今後も継続して実施していきたいと考える。

本校での普段の教育相談は、総務部が中心となって随時申し込みに応じている。「松養参観日」での「個別相談会」には7件の申込があったため、総務部に加えて、医療的ケアに関する相談に健康安全・いのち部長、保育園からの相談に「うき・コネット」に参加している職員等、校内においてその役割に精通した職員で対応した。本校では、それまでは就学に関する相談が中心だったが、この時は、特殊学級職員や、他校や就学前の保護者から、学習

面や生活面に関する事など、多岐にわたる相談があった。

## 5 地域や関係機関との連携強化

平成15年度から、県福祉総合相談所が主催する「宇城地域在宅障害児指導事業（通称：うきうきなかま）」が始まった。これは月1回、保育士を中心的スタッフとして、松橋町保健福祉センターを会場に、就学前の子どもたちに対する集団・個別療育を行うものである。本校にもボランティアとしての参加呼びかけがあり、前任校でも同様の事業に参加していた職員1名が参加するようになった。

この事業への参加は、就学前の子どもたちと継続的に関わりを持つ機会、また関係する保育士や保健師、関係機関職員と協力して就学前療育に関わる機会となっている。また、スタッフの保育士が本校を見学し、活動を行っていく上での工夫等についての相談を受けたり、養護学校の教育について会の中で研修として採り上げたりすることもあり、その事業における本校なりの役割を果たすことができている。県や町が主体となる事業に本校のセンター的機能を絡めていくことで、学校が主体となってリードする形以外での、ニーズと資源を共有する連携のあり方が見えてきた。

本校では、センター的機能の最終的なゴールを、地域全体のノーマライゼーションの実現であると捉えて進めてきた。その立場からは、就学前・学齢期・卒業後の生活に関わる幾多の関係機関との連携は必須である。この「うきうきなかま」にも見られるように、行政・医療・福祉機関等から連携を求める動きが多くなってきている。本校が関わりを持つ療育機関や福祉施設の担当者から「個別の支援計画」の言葉を耳にすることも多くなった。しかし、それぞれの立場からお互いに連携を求めながらも、具体的な動きに結びつく事例は県内ではまだ少ない。

そこで今後、学校における「個別の教育支援計画」と、他機関で作成する「個別の支援計画」とを有機的に絡めていくことで、地域に暮らす障害児・者の支援体制づくりに寄与できる大きな可能性を秘めていると思われる。現時点では、どの機関がそれをリードしていくかという課題があるが、例えば、学校における「特別支援教育コーディネーター」と地域支援事業におけるコーディネーターが協力して「個別の教育支援計画」を作成する等、具体的な動きを起こしていくことが、新たな連携・協力関係、支援体制づくりにつながるとと思われる。

## 6 今後の取り組み

新たな取り組みとして、同町に設置された養護学校3校が連携してセンター的機能に取り組むことについての検討を始めている。知的障害養護学校である松橋西養護学校では、平成15年度から「地域部」を立ち上げ、地域の特殊学級のニーズ調査や、それに基づいた学級への授業参加を行っている。また療育センター併設の松橋東養護学校では、療育センターからの要請に基づき、退院後に小・中学校へ転学した児童生徒に、放課後の学習指導を行っている。本校を含め3校それぞれの形で地域貢献を目指している現状から、各学校の特性等を活かした形で連携し、地域の障害児や保護者、担任等を支援する具体的方法を検討している。3校の校長が新たな取り組みを始めるべく共通理解を図り、それを受けて各校の担当者が具体的な案を持ち寄り、月1回協議を行っている。現在、来年度の夏季休業中に地域の小・中学校の特殊学級・一般学級担任と3校養護学校職員を対象とした合同学習会を実施する計画を立てているところである。前述の「うき・コネット」はインフォーマルな活動であるが、これとは別にフォーマルなものとして、地区特殊学級の「特別支援教育研究会」の活動に位置づけていけると願っている。将来的には活動の幅を広げ、様々な地域支援と各機関連携の可能性を探っていきたいと考える。

また校内において「個別の教育支援計画」に関するプロジェクトをスタートさせ、居住地域での暮らしを含めた生活全般に渡る支援のあり方や、そのための各関係機関とのより有機的な連携のあり方について検討を始めた。平成14年度の概念図から一貫して提案してきたことだが、本校在籍児童生徒のために形づくる関係機関との連携は、本校の専門性とコーディネート機能を高めていく営みである。このプロジェクトでは「個別の教育支援計画」と「特別支援教育コーディネーター」の検討を同時に進めており、本校在籍以外の児童生徒への対応も含めたところでのあり方を検討している。

## 7 3年間の取り組みを振り返って

これまでの取り組みを振り返ると、センター的機能といういわば新たな考え方に対して、いかに有効な位置づけを行い、有機的に機能させるかという工夫を重ねてきたと言える。学校は従来、在籍する児童生徒のための取り組みを行うことがその存在意義であった。そのために在籍する児童生徒に対する教育そのものの徹底的な充実を図るべきであり、その結果として、またその取り組みを広げていくことによってセンター的機能を果たしていくべきだという捉え方は当然のものと言える。担当となる職員の加配等がなく、授業をやりくりして対外的な働きかけを行わなければならない現状の中、各学校に委ねられた課題は非常に大きい。それに対する工夫の一つが共通理解による意識向上であり、もう一つが分掌部での機能分担であった。前述のとおり、各分掌部が専任的役割を果たすことで、関係機関との連携を深め、それをもって学校内部への、あるいは発展して学校外部からのニーズに対応するコーディネート機能を果たせる意義は大きい。これまでは本プロジェクト研究担当の研修部（初年度はICT部）がそのまとめ役としての役割を担ってきたが、今後は専任部署等を新たに設置することで、より有機的に機能できる体制をつくっていきたい。

大きな反省点としては、センター的機能を果たしていくうえで、地域の人々が何を求めているのかというニーズを十分に把握しないまま取り組みを進めてしまったことが挙げられる。この反省を活かし、地区の養護学校3校が連携した取り組みの中では、まずニーズ調査を行っていききたいと考えている。今後は小・中学校通常学級担任の要望に応じていくことが重要である。

また、地域全体を視野に入れた障害児の生活や学習に対する支援を行っていく上での課題として、牽引役を設ける必要性を強く感じた。これらの取り組みを着実に推進していくためには、牽引役が不可欠である。形式的なものとしてその役割の設置を進めるのではなく、理念として何のためにそれを行おうとするのかを問いかけ導く立場が必要である。「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「広域特別支援連携協議会等」の必要性が指摘されている。つまり、障害のある子どものニーズに応じて必要な指導・支援に向け、県または一定の地域をユニットとして、盲・聾・養護学校や小学校・中学校、医療・福祉・労働等の専門機関が連携・協力するためのネットワークづくりが急務の課題となっていることを強く感じている。

### コ ラ ム

#### ◆ 開かれた学校づくり ～「スクールパークまつよう」～

人々の集う学校でありたい、子どもたちと優しい気持ちを重ね合いながら共に育みあう「暖かい潮流」すなわち「心の文化」を社会に広げていきたいという願いが「スクールパークまつよう」構想である。その象徴は、徹底的に整備された学校環境と、校庭で自由に草を食むポニーの「ハッピー」であり、このハッピーに会いに地元の保育園の子どもたちが遠足で訪ねてくれることもある。人の集う学校にしたいという願いは、地域の方々との縁を強く深くすることにつながった。また、地元消防団の方々が避難訓練に参加くださったり、地域の方々に運動会や文化祭に出演いただいたり、農家の方から収穫に招待いただいたり、そのお返しとしての出荷のお手伝いをさせてもらったりといったやりとりが、日常的に行われるようになった。